

照 査 者	設 計 者

市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事設計書

工 事 番 号	R002	施 工 年 度	令和 8 年度
工 事 名 称	市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事		
工 事 場 所	鶴岡市少連寺 地内		
施 工 主		工事概要 橋梁補修工 N=1橋 支承補修 N=4基 床版補修(断面補修) 1構造物 (A=0.1m ²) 排水管交換 N=4箇所 橋梁塗装工 A=71m ² 下部工補修(断面補修) 1構造物 (A=0.3m ²) 橋面防水 A=60m ² 足場工 一式	
設 計 区 分			
路 線 名			
工 事 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工 事 日 数	日		
部 課 名			
積 算 担 当	令和 8 年 7 月単価		
合 計 額			
工 事 価 格			
消費税相当額			

本 工 事 内 訳 書

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋梁保全工事						
橋梁上部補修工		式	1			
支承補修工		式	1			
支承金属溶射工 プラスト法 注入 有 屋間	線・支承板 30 t 超150t以下 制約無	基	4			第 1号単価表
素地調整	研削材及びケレンかす回収・ 積込工 制約無	m ²	1			第 2号単価表
沓座モルタル補修	無収縮モルタル	m ³	0.03			第 3号単価表
床版補修工		式	1			
断面修復工(左官工法)	鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理有、 修復延べ体積V=0.11m ³	構造物	1			第 5号単価表
運搬処分費		m ³	0.2			第 6号単価表
ひび割れ補修工(低圧注入工法)		構造物	1			第 7号単価表
地覆補修工		式	1			
水切り設置	水切り材設置	m	27			第 9号単価表
塗布面洗浄工	簡易清掃	m ²	30			第 10号単価表

本 工 事 内 訳 書

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
塗布面処理工	下地処理	m ²	30			第 11号単価表
含浸材塗布	浸透性エチルシラン系	m ²	30			第 12号単価表
橋梁付属物補修工		式	1			
排水管交換		式	1			
排水管設置	VP125	箇所	4			第 13号単価表
排水管撤去	SGP（鋼管）	m	2.4			第 16号単価表
スクラップ		t	0.03			第 17号単価表
現場発生品及び支給品積込み ・ 荷卸し	トラックベ-ストラック2t積、吊能力2 .9t	t	0.03			
現場発生品及び支給品運搬	トラックベ-ストラック2t積、吊能力2 .9t、無し	t	0.03			
伸縮装置補修		式	1			
伸縮装置止水材設置	遊間用止水材 NETIS登録HR -240001-A	m	19			第 18号単価表
現場塗装工		式	1			

本 工 事 内 訳 書

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋梁塗装工		式	1			
橋梁塗装工 塗替塗装 昼間	清掃・水洗い 制約無	m ²	71			第 19号単価表
橋梁塗装工 素地調整	循環式ブラスト工法参考（見積り）	m ²	71			第 20号単価表
橋梁塗装工 塗替塗装 昼間	研削材及びケレンかす回収・積込工 制約無	m ²	71			第 24号単価表
曲面仕上	R=2mm以上	m	106			第 25号単価表
橋梁塗装工 塗替塗装 防食下地 昼間	有機ゾンクリッチペイント スプレー 制約無	m ²	71			第 26号単価表
橋梁塗装工 塗替塗装 下塗り 塗装 昼間	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 スプレー2層 制約無	m ²	71			第 27号単価表
橋梁塗装工 塗替塗装 中塗り 塗装 昼間	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 スプレー 淡彩 制約無	m ²	71			第 28号単価表
橋梁塗装工 塗替塗装 上塗り 塗装 昼間	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 スプレー 淡彩制約無（グレーペー	m ²	71			第 29号単価表
廃棄物運搬・処分費	鉛含有	式	1			第 30号単価表
廃棄物処分費	産業廃棄物税相当額	式	1			第 31号単価表
橋梁下部補修工		式	1			
下部工補修工		式	1			

本 工 事 内 訳 書

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
断面修復工(左官工法)	鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理有、 修復延べ体積V=0.03m ³	構造物	1			第 32号単価表
運搬処分費		m ³	0.1			第 33号単価表
ひび割れ補修工(低圧注入工法)		構造物	1			第 34号単価表
下部工縁端拡幅	施工P	式	1			
チッピング(厚2cm以下)		m ²	16			
コンクリート削孔(電動ハンマドリル)	200mm以上400mm以下	孔	172			
アンカー筋挿入(コンクリート沓座拡幅)		本	172			
注入材	エポキシ樹脂 ロス率1.16	kg	20			
鉄筋(沓座拡幅工)		t	0.73			
型枠(沓座拡幅工)		m ²	22			
コンクリート(沓座拡幅工)		m ³	4			
パイロット支保工(小規模)	支保耐力≤40kN/m ² Co 厚≤120cm	空m ³	3			第 35号単価表
Co殻運搬・処分費	無筋Co	m ³	0.3			第 36号単価表

本 工 事 内 訳 書

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
コンクリート塗装	含浸材（橋台部）	式	1			
簡易清掃	昼、制約なし、高所作業車なし	m ²	71			第 37号単価表
下地処理	昼、制約なし、高所作業車なし	m ²	71			第 38号単価表
下部工塗装（含浸材塗布）	浸透性エチルシラン系 昼、制約なし、高所作業車なし	m ²	71			第 39号単価表
下部工変位制限		式	1			
拘束装置		基	2			第 40号単価表
摩擦接合用高力ボルト	F8T M22	組	24			
現場孔明（鋼構造物）	作業性の悪い箇所等	孔	12			
チップング（厚2cm以下）		m ²	0.3			
コンクリート削孔（電動式コアボーリングマシン）	43mmを超え54mm以下、500mm以下	孔	2			
コンクリート削孔（電動ハンマドリル）		孔	8			
アンカー	40mmを超え55mm以下、下方向	本	2			
アンカー	25mm以下、下方向	本	8			

本 工 事 内 訳 書

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
注入材	エポキシ樹脂 アンカー用	kg	2.3			
鉄筋工	一般構造物 D16～D19	t	0.01			第 42号単価表
型枠	一般型枠、鉄筋・無筋構造物	m ²	1			
コンクリート	無筋・鉄筋構造物、人力打設、24-12-25(20)(高炉)、	m ³	0.1			
舗装工		式	1			
橋面防水工		式	1			
塗布面洗浄工	簡易清掃	m ²	60			第 43号単価表
塗布面処理工	下地処理	m ²	60			第 44号単価表
橋面防水工	浸透防水型薄層表面処理工	m ²	60			第 45号単価表
取付舗装工		式	1			
舗装版切断	アスファルト舗装版、15cm以下	m	10			
舗装版破砕	アスファルト舗装版、無し、不要、15cm以下	m ²	100			
不陸整正	有り、M-40 17mm以上21mm未満	m ²	100			

本 工 事 内 訳 書

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
表層（車道・路肩部）	1. 4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)、実数入力	m ²	100			
殻運搬 L=14. 7km	舗装版破碎、機械積込(騒音対策不要, 舗装版厚15cm	m ³	5			
ｱｽﾌｧﾙﾄ塊処分費	(鶴岡建設)	m ³	5			
泥水運搬		m ³	1			第 46号単価表
橋梁附属物工		式	1			
橋梁附属物工		式	1			
補修歴版	SUS 幅400×高300×厚3mm, 取付金具含む	枚	1			
河川占用許可標識（案内標識新設）	封入ﾚﾝｽﾞ 2. 0m ² 未満	枚	1			第 47号単価表
仮設工		式	1			
橋梁足場工		式	1			
吊足場 桁高 h < 1. 5m	X=2. 85ヶ月 k1=1. 1 タイプA1	m ²	69			
床面シート張防護	X=2. 85ヶ月 k1=1. 1	m ²	69			
朝顔	X=2. 85ヶ月 k1=1. 1 タイプB	m ²	69			

本 工 事 内 訳 書

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
朝顔 板張防護	X=2.85ヶ月 k1=1.1 タイ プB	m ²	69			
朝顔 シート張り防護	X=2.85ヶ月 k1=1.1 タイ プB	m ²	69			
養生シート	プラスチック用	m ²	69			
地覆補修用足場	X=0.04ヶ月 k1=1.1 タイ プE	m ²	25			
交通管理工		式	1			
交通誘導警備員B		式	1			
直接工事費計						
共通仮設費計						
安全費		式	1			
安全費（循環式ブラスト工法）	鉛対応	式	1			
鉛対応環境対策費	資機材 協会見積り参考	式	1			第 50号単価表
鉛対応安全衛生保護具	協会見積り参考	式	1			第 51号単価表
保管容器（鉛）	協会見積り参考	式	1			第 52号単価表

本 工 事 内 訳 書

工 事 区 分 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技術管理費		式	1			
溶出試験費	鉛	式	1			
溶出試験	鉛 産業廃棄物に含まれる 金属等の検定方法	検体	1			
共通仮設費		式	1			
現場環境改善費		式	1			
純工事費						
現場管理費		式	1			
工事原価						
一般管理費	(契約保証費含む)	式	1			発注者が金銭的保証を必要とする
工事価格						
消費税相当額						
合計額						

鶴岡市建設部土木課

土木工事特記仕様書

市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事

1. 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「山形県県土整備部制定共通仕様書(土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料)令和8年4月」にもとづき実施しなければならない。仕様書の記載内容の優先は「特記仕様書」、「共通特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。なお、令和8年4月以降に一部改訂された内容は以下のホームページに掲載されているので、最新版を適用するものとする。

※共通仕様書の一部改訂内容は以下ページから確認できます。

山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp>)

→ 県政情報 → 山形県の紹介 → 組織案内 → 県土整備部 → 建設企画課

→ 共通仕様書(土木工事)

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総 則

1-1. 監理技術者の専任義務の緩和に係る取扱い

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という)の配置を行う場合は、「鶴岡市発注工事における監理技術者及び監理技術者を補佐する者の取扱いについて」によるものとする。
2. 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

1-2. 工事種別

工事種別は、一般土木工事(橋梁保全工事)とする。

1-3. 工事の下請け

受注者は、下請け契約の請負金額によらず工事の一部を下請負に付する場合は、下請計画(変更)報告書、下請け業者一覧表及び当該工事に係る下請け契約書の写しを提出しなければならない。また施工体制台帳及び体系図を作成し、速やかに監督職員に提出しなければならない。

なお、下請計画(変更)報告書が提出されずに下請負業者が施工している場合は、工事の一時中止を命じる場合もありうる。

1-4. 技術者の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、落札決定後、監督職員との協議により定める。
2. 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

1-5. 標準断面での発注

標準断面で発注された工事は現況を測量し、側溝(水路)縦断計画及び舗装面積の展開図等の施工図を作成し、監督職員と協議の上、承諾を得ること。監督職員の承諾を得る前に、工事着工している場合は、工事の一時中止及び改造を命じる場合もありうる。なお、承諾の回答には、発注者側での検討があるため、1週間程度見込むこと。

また、計画時には路面排水を考慮するとともに、上下流の側溝勾配等を必ず調査し、流入、流出先の排水路等も調査すること。

1-6. 設計変更の手続き

設計変更については、建設工事請負契約約款及び土木工事共通仕様書によるところであるが、その基本的な考え方や手続きについては、「土木工事施工円滑化関係集(令和2年12月改訂)山形県土木工事施工円滑化推進会議」の第1章「設計変更ガイドライン」及び第3章「工事一時中止に係るガイドライン」によるものとする。

1-7. 揚重作業機械について

揚重作業機械は、クレーン車又はクレーン機能付バックホーを標準とする。やむを得ず、その他の機械を使用する場合は、書面により監督職員の承諾を得ること。

1-8. 沿線住民への周知

工事着工前に施工個所を示した住宅地図を添付した工事のお知らせを作成し、監督職員の承諾後に地元の町内会長と沿線住民に配布すること。また、全面通行止めで施工を行う際には、前もって予告看板等を設置し周知を図るとともに、関係機関(幼稚園、保育園、デイサービス等)に通知すること。

1-9. 官民境界

工事着工前には、境界立会を実施することを原則とする。側溝を設置する場合には、官民境界に設置すること。やむを得ず境界に設置できない場合は、監督職員の承諾と地権者又は住民の了

解を得て側溝を設置し境界杭(境界プレート)等で、官民境界を明示すること。境界杭等設置後は、その記録を監督職員に提出すること。

1-10. 工事支障物件について

1. 地下埋設物等

- (1) 現況測量時に周囲の状況(電力、NTTなどの架空電線)を確認し、埋設物に関しては、必ず地下埋設物証明申請書兼証明書により確認すること。
 - (2) 必要に応じて試掘を行い、地下埋設物等の種類、位置等を調査し地下埋設物等との離隔を、図面及び写真等により監督員に報告すること。
 - (3) (2)の結果、施工に支障する場合、監督員より地下埋設物等の施設管理者へ移設依頼し、施設管理者の支障物件移設工事完了後、本工事に着手すること。
2. 施工にともなって支障となる物件(公共汚水桝、量水器など)が判明した場合は、設計図書に関して、すみやかに監督員と協議しなければならない。

1-11. 工事現場発生品(工事現場再使用品)

従来施設の撤去により発生した二次製品等については、監督職員と処理方法及び数量確認について協議を行うこと。協議内容について工事打合簿により記録し提出すること。

1-12. 建設副産物関係

1. 本工事により発生する特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材)は、再資源化施設に搬出するものとする。特に、下記に示す特定建設資材廃棄物の搬出先はそれぞれ次の条件も満たすものとする。

【コンクリート塊】

規格品の再生クラッシャーラン(RC-40)として再資源化している再資源化施設

【アスファルト塊】

再生加熱アスファルト混合物の原材料として再利用している再資源化施設(アスファルトプラントでなくても、そのアスファルト塊が、最終的に再生加熱アスファルト混合物として利用されることが確認できる施設でも可)

2. 建設リサイクル法第6条に規定する「建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担」に基づき、条件明示する特定建設資材廃棄物の搬出施設は、下記のとおりである。なお、搬出完了後、産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

【コンクリート塊】

設計	①受入場所	②再資源化施設名	③受入時間
	鶴岡市西目字山田森 28-1	小野寺建設(株)	8:00～17:00
○	鶴岡市斎藤川原字石川端 77-1	田川砂利工業(株)	8:00～17:00
	鶴岡市勝福寺字根木瀬 158-1	鶴岡建設(株)	8:00～17:00

	鶴岡市大字馬町宮ノ腰 115	(株)三浦土建	8:00～17:00
	鶴岡市藤島字西細杖 262-2	日本海アスコン共同企業体	8:00～17:00
	鶴岡市柳久瀬字武良免 17-7	(株)青木建材	8:00～17:00
	鶴岡市田代字広瀬 16-2	(株)渡会電機土木	8:00～17:00

【アスファルト塊】

設計	①受入場所	②再資源化施設名	③受入時間
	鶴岡市勝福寺字根木瀬 158-1	鶴岡建設(株)	8:00～17:00
○	鶴岡市藤島字西細杖 262-2	日本海アスコン共同企業体	8:00～17:00

【舗装版切断時に発生する濁水】

設計	①受入場所	②再資源化施設名	③受入時間
○	東田川郡庄内町堤興屋字中島 38	(株)安藤組	8:00～17:00

- 受注者は、自らの都合により、前項の条件明示事項と別の方法等による場合においては、土木工事共通特記仕様書第1編共通編1-1-12建設副産物第2項に規定する契約前の説明において説明を行うものとする。なお、この場合において、搬出予定の再資源化施設が第1項に規定する条件を満たすことを証する書類等の提出を求められた場合は、速やかにこれを提出しなければならない。また、この場合であっても、設計図書の変更は行わないものとする。
- 受注者は、建設リサイクル法第18条第1項の規定により、特定建設資材(コンクリート、アスファルト、木材)廃棄物の再資源化等が完了した場合、共通仕様書で定める建設廃棄物処理結果報告書に特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用を追記し、監督職員に提出しなければならない。
- 受注者は、建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂、碎石等)を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、「再生資源利用計画書」を施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令に基づき、「再生資源利用計画書」を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 受注者は、建設副産物(コンクリート塊、建設発生木材、アスファルトコンクリート塊、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、建設発生土等)を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、「再生資源利用促進計画書」を施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令に基づき、「再生資源利用促進計画書」を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかに、実施状況を記録した「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。
- 土木共通特記仕様書第1編共通編1-1-11建設副産物第4項に規定する再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)作成は、「コブリス・プラス」((一財)日

本建設情報総合センター(JACIC)Web版入力システム)により行う。なお、システムの操作に要する費用は、共通仮設費率分(技術管理費)に含まれている。

9. 建設資材廃棄物の搬出時には、過積載を防止し、運搬車輛に「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」により、産業廃棄物運搬の表示及び書面を備え付けること。

1-13. 中間検査

本工事では、次の段階において中間検査を実施するものとする。

工 種	実施段階	実施回数
橋梁上部補修工、現場塗装工	足場撤去前	1回

1-14. 履行報告

受注者は、当初の請負代金が1件1,000万円以上の工事については、毎月の履行状況を工事履行報告書(鶴岡市、様式第10号の3)により監督職員に提出しなければならない。

1-15. 前金払について

1. 中間前金払

契約約款第36条第3項に基づき中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間前金払認定請求書(鶴岡市、様式第10号の2)に、監督職員の確認を受けた直近の工事履行報告書(鶴岡市、様式第10号の3)の写しを添えて提出するものとする。

2. 債務負担行為工事の前払金請求

~~本工事は令和7年度に渡り債務を負担する予算であるため、令和7年度内は前払金を請求することができないものとする。よって、本工事の前払金の請求及び支払は令和8年4月1日以降とする。~~

1-16. 工事名標示板に関する事項(安全確保関係)

工事名標示板に記載する、工事の種類及び工事内容の説明は次のとおりとする。なお、本工事は道路工事であることから、工事名看板記載の「工事期間」は交通上支障を与える実際の期間とする。

工事の種類	(例) 橋梁補修工事中
工事内容の説明	(例) 傷(いた)んだ橋をなおしています

1-17. 交通安全に関する事項(交通安全管理関係)

1. 施工方法

本工事の施工にあたっては、片側交互通行により施工するものとする。

2. 交通誘導員の配置

交通管理に要する交通誘導員の配置計画は任意とする。なお、交通管理者との協議により配

置計画について条件が付された場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。本工事では、工事期間中の交通整理として、交通整理員 126 名を計上している。

1-18. 事業損失に関する事項(環境対策関係)

1. 施工途中において、工事騒音、振動、地下水低下等の影響により、調査及び対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。
2. 工事の施工に伴い、騒音振動の測定が必要になった場合は、監督職員と協議しなければならない。

1-19. 他工事との関連事項について(工程関係)

1. 別途発注の他工事について、本工事の施工に際して支障が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

1-20. 施工時期、時間、施工方法の制限事項(工程関係)

1. 本工事の作業時間帯は、8:30～17:00とする。なお、受注者は、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は作業時間帯に関して、速やかに監督職員と協議しなければならない。

1-21. 災害時の協力体制

1. 緊急巡回

- I 緊急巡回とは、台風、豪雨、豪雪、地震等により、工事現場において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合にその状況を把握し、適切な措置を講じるもので、監督職員の指示により巡回を行うものである。
- II 緊急巡回担当者は、工事現場の異常等を発見した場合には、速やかにその危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともにその状況について、監督職員に報告するものとする。
- III 緊急巡回にあたっては、写真撮影をし、日時及びその状況を記録しておくものとする。
- IV 緊急巡回中に事故が発生したときは、速やかにその状況を監督職員に報告しなければならない。

2. 災害時の協力体制と緊急時の諸作業

工事現場が災害等で被災した場合に備え、協力体制を確立するとともに、指示があった場合は、被害を最小限に抑えるため、緊急時における諸作業を実施する。

3. 緊急巡回及び緊急時の諸作業に関する詳細については、発注者・受注者双方の協議により行うものとする。

1-22. 事故報告

1. 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、第1報を直ちに監督職員へ電話にて通報するとともに、通報後速やかに工事事故報告書(山形県、参考様式5)を FAX、又は E-Mail により提出しなければならない。
2. 報告する事故の分類は、当該建設工事現場に係る「労働災害」、「もらい事故」、「死傷公衆災害」、「物損公衆災害」とし、事故の規模を問わず、すべて報告すること。

3. 工事事故報告書様式は、以下のホームページに掲載している。

山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp>)

→ 県政情報 → 山形県の紹介 → 組織案内 → 県土整備部 → 建設企画課

→ 共通仕様書(土木工事)

1-23. 工事写真に関する事項

1. 工事完成後、完成写真のデータを監督職員に提出すること。データの形式は、監督職員と協議すること。
2. 工事写真のデータは、監督職員の指示により提出を求める場合もありうる。

1-24. デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では、以下の第1項から第4項の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下「使用機器」という)については、共通仕様書「写真管理基準」2-2「撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

(URL:<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>)

に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、

「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」

(URL:https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)

を参照すること。ただし、この使用機器事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、前項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、共通仕様書「写真管理基準」2-2「撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、共通仕様書「写真管理基準(デジタル写真管理情報基準)」に

準ずるが、前項に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-4 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

1-25. 1日未満で完了する作業の積算

1. 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。
2. 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について発注者と協議することができる。
3. 同一作業員の作業が他工種・細別の作業を組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
4. 受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料(日報、実際に費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際に費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
5. 「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
6. 1日未満積算基準「3. 判定方法 (3)判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う場合は、「1-19 施工箇所が点在する工事の積算」第1項の箇所とする。

1-26. 労働者確保に関する積算方法の施行工事

1. 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労働管理費」の下記に示す費用について(以下「実績変更対象間接費」という)、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書(山形県県土整備部)の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終清算変更時点で設計変更する施行工事である。

営 繕 費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2. 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(土木工事標準積算基準書に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。
 - (1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費
(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合:22.04%
 - (2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費
(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合:1.73%
3. 受注者は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

4. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
5. 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、すべての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
6. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
7. 受注者は、実績変更対象間接費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

1-27. 不可抗力による損害に関する事項

本工事における天災等は、共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-45第2項の各号に掲げる基準を超えるものとする。

1-28. 建設現場における遠隔臨場について

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、『建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）』（山形県県土整備部）の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場の適用

現場条件により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用を選定することができる。受注者は適用する工種、確認項目に関する協議資料作成にあたり、『建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）』別表 1～3 を参考とする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会いでの確認

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を、Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。

（なお、ウェアラブルカメラ等の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。）

(2) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し、決定するもの

とする。下表に動画撮影用カメラ・Web 会議システム等に関する参考数値および発注者の標準的な通信環境の仕様を参考に示す。

動画撮影用のカメラに関する仕様

項目	仕様	備考
映像	画素数:640×480 以上	カラー
	フレームレート:15fps 以上	
音声	マイク:モノラル(1 チャンネル)以上	
	スピーカ:モノラル(1 チャンネル)以上	

Web 会議システムに関する仕様

項目	仕様	備考
通信回線速度	下り最大 500Mbps、上り最大 5Mbps 以上	
映像・音声	転送レート(VBR):平均 1Mbps 以上	

画質・画素数と最低限必要な通信速度

画質	画素数	最低限必要な通信速度
360p	640×480	530 kbps
480p	720×480	800 kbps
720p	1280×1080	1.8 Mbps
1080p	1920×1080	3.0 Mbps
2160p	4096×2160	20.0 Mbps

※使用する機器の機能としては仕様を満たしていても、機器の設定により、使用を満たさない場合があるため、注意すること。(例:使用する端末の画質を「高設定」にした場合は仕様を満たすが、「低設定」にした場合、仕様を満たさないことがあるため、端末画質を「高設定」にすること。)

発注者の標準的な通信環境の仕様

項目		仕様
通信プロトコル方式及びポート番号	TCP	80、443
	UDP	なし
利用環境	OS	Windows10
	ブラウザ	Microsoft Edge 、 Google Chrome
	アプリケーション	ZOOM、Teams、Google Meet

(3) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(4) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上する。なお、詳細については、最新の遠隔臨場に関する事務連絡等を参照とすること。

(6) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『山形県建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

1-29. 週休2日確保工事について

1. 本工事は月単位の4週8休以上の現場閉所を実施する発注者指定型の週休2日確保工事である。実施にあたっては『鶴岡市建設工事「週休2日確保工事」実施要領』に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。
2. 発注者は、当初(発注)時において月単位の4週8休以上の現場閉所に応じた経費の補正を行い工事費を積算しているため、現場閉所が完全週休2日(土日)を達成した場合、完全週休2日(土日)の補正係数に変更するものとする。なお、現場閉所が月単位の4週8休に満たない場合は、月単位の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算するものとする。
3. 発注者は、週休2日確保工事において月単位の4週8休以上又は完全週休2日(土日)の現場閉所を達成した場合、主任(監理)技術者に対して「週休2日確保工事实施証明書」を発行するものとする。
4. 受注者は、工事名標示板に月単位又は完全週休2日(土日)の週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は右図を参考にするものとし、監督職員と協議し決定する。



1-30. ウィークリースタンス等の推進

本工事は、受発注者協力のもと、工事の円滑化と品質の向上を図るとともに、働き方改革を推進し、担い手確保に努めること目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、次の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

1. 打合せ時間の配慮

受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮し、午後4時以降の打合せは行わない。

2.作業依頼の配慮

- 1)作業内容に見合った作業期間を確保する。
- 2)休前日(金曜日など)に休日明け日(月曜日など)が期限日の依頼をしない。
- 3)受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。

3.ワンデーレスポンスの再徹底

- 1)問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

4.留意事項

- 1)緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。
- 2)設計変更を伴う作業依頼については、「設計変更ガイドライン」に基づき適正に対応する。

1-31. 情報共有システム利用の対象工事

1. 本工事は、情報共有システムを利用する対象工事であり、情報共有システムを利用することを原則とする。ただし、契約締結後に受注者が監督職員と協議し、通信回線を確保出来ない等の理由により利用することが困難と判断した場合は、この限りでない。
2. 使用する工事情報共有システムは、LGWAN 環境で使用できるものを選定し、監督員の承諾を得たうえで決定すること。
3. 情報共有システムの利用に関する費用については、共通仮設費の率分に含まれる。また、登録料及び利用料については、受注者が支払うものとする。
4. 情報共有システムの利用については、「鶴岡市情報共有システム利用要領」に基づき実施すること。
5. これらに定められていない事項は、監督職員と協議するものとする。
6. 情報共有システムの運用にあたっては、「山形県情報共有システム運用ガイドライン」を準用し実施するものとする。ガイドラインは山形県のホームページから入手できる
山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp>)
→ 県政情報 → 山形県の紹介 → 組織案内 → 県土整備部 → 建設企画課
→ CALS/EC → 山形県の情報共有

1-32. 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要となる経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

調達検討資材

資 材 名	規 格	単価適用年月	単価適用地区
塗料用シンナー		R 8 . 7 月	鶴 岡 地 区

3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール

などで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- (1) 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - (2) 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - (3) 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
4. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

1-33. その他

1. 工事費の増減を伴う変更が生じた場合、すみやかに監督職員に連絡し、指示をあおぐこと。了解を得ずに増工(増額)したものについては変更の対象としない。
2. 当初工程表より現場着工時期(実作業期間)に遅れが生じた場合は、現場着工前に変更工程表を作成し、監督職員に提出すること。
3. 当該工事期間中に、建設業退職金共済組合の証紙を追加購入した場合は、工事完成時に追加分の建設業退職金共済組合掛金収納書届を提出すること。また、工事完成時に建設業退職金共済組合の証紙の受払状況の確認できる書類を監督職員に提示すること。

第2章 土 工

2-1. ~~残土受入地~~

~~受注後、土砂運搬工着手までに発注者が搬出先を決定する。運搬距離及び処分費については、協議するものとする。なお、発注時の運搬距離は4.0kmとしている。~~

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

3-1. 配 合

1. 下記工種のコンクリートは、共通仕様書(参考資料) レディーミクストコンクリート標準使用基準の次の規格によるものとする。

工 種	区分番号	呼び強度	摘 要
—			

第2編 材料編

第1章 一般事項

1-1. 指定材料の確認

受注者は、下記の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

区 分	確 認 材 料 名	摘 要
床版断面補修工	断面補修材(ポリマーセメントモルタル)	
〃	下地処理材(浸透性接着剤)	
地覆補修工	水切り材	
〃	含浸材	
伸縮装置補修工	止水材	
下部工塗装工	含浸材	
橋面防水工	プライマー、薄層表面処理材	

1-2. 工事材料の確認

市が一括承認済みの資材については、承認図等の添付を省略することができる。一括承認済みの資材は発注担当部署にて確認すること。

1-3. 納入時の材料確認

使用材料は、納入された時点で必ずその品質や形状について適当なものか審査し、不良品は、返却等の処置を施すこと。検査時に不良品を発見した場合、撤去再設置等の手直しを指示する場合がある(例えば二次製品、路盤材料の入替えなど)。

第2章 土木工事材料

2-1. 再生資材の使用

工事に使用する再生資材は次表のとおりとする。

材料名	規格	使用箇所	摘要
—			

- 再生クラッシャーランは、廃棄物であるコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊を破碎、選別、混合物除去、粒土調整等を行うことにより再資源化された資材をいい、これら以外の材料(新材の碎石、ズリ、コンクリートを製造し破碎したもの等)が混合されていない状態のものをいう。
- 下層路盤材、歩道路盤材に使用する再生碎石(RC-40)は下記の品質基準を満足するものとする。
 - ・修正 CBR
 - 下層路盤材 修正 CBR 値 40%以上
 - 歩道路盤材 修正 CBR 値 20%以上

2-2. 購入主

~~購入主は、CBR12%以上とし監督職員の承諾を得なければならない。~~

2-3. セメント

工事に使用するセメントは、高炉セメント(JIS R5211)B 種とし、その種類については監督職員の承諾を得なければならない。

2-4. ~~セメントコンクリート製品等~~

~~本工事で使用する材料については、監督職員の承諾を得なければならない。~~

~~防音ゴム付側溝蓋を使用する場合は、防音ゴムの一部がコンクリート内に埋設されたアンカータイプを使用すること。鋼製溝蓋についても防音ゴムが容易にはがれないねじ式等を使用すること。~~

2-5. 建設資材調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
—	—	—

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

1-1. 段階確認

共通仕様書 第3編 共通編 1-1-2 監督職員による確認・立会等により指定された工種に、次の工種を追加するものとする。

種別	細別	確認時期
鋼部材再塗装工	素地調整	ケレン完了時
〃	現場塗装工	随時
橋梁支承工	支承防錆工	随時
床版補修工	断面修復工	施工前箇所確認
〃	〃	はつり完了・鉄筋防錆処理後
橋面防水工	下地処理	施工前状況確認
	橋面防水	〃

1-2. 工事中の安全確保

土木工事にあつては、共通仕様書 第 1 編 1-1-30 施工管理の規定に加え、以下の規定によらなければならない。請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第 496 号、令和元年 9 月 2 日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。なお、詳細については監督職員と協議を行うこと。

また、受注者は鶴岡警察署に申請する道路使用許可申請書の道路使用許可条件に従い、施工すること。

第2章 一般施工

2-1. 濁水処理

1. 舗装版切断時に発生する濁水等については、周囲に流出しないよう、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとし、適正に処理を行わなければならない。なお、回収に要する費用は設計図書に含まれる。
2. 「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者(受注業者)は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を把握し処理業者に提供することが必要である。

2-2. 舗装工

道路改良工事等において、排水構造物と接する舗装仕上げ面は、排水構造物天端より低くなつてはならない。

2-3. 瀝青材料の散布

プライムコートの使用量は 1.2 L/m^2 を標準とする。

~~タックコートの使用量は 0.4 L/m^2 を標準とする。~~

2-4. 工事現場の現場環境改善費

1. 本工事は、工事の現場環境改善費を計上する工事である。
この現場環境改善とは、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ工事関係者の意識を高め、現場労働者の作業環境改善を行うものであり、受注者は、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事の円滑な執行を実施しなければならない。
2. 現場環境改善を行う内容は、下記の4計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の計 5 つの内容を選定のうえ、実施するものとする。
3. 上記のほか熱中症・防寒対策を実施するものとし、費用については対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上にて設計変更の対象とする。なお積み上げによる費用は、率分で計上される額の 80%を上限とし、設計変更時に費用を証明するもの(領収書等)を提出するものとする。

計上費目	実施する内容(率計上分)
設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT 設備の充実 4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の充実 3. 現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4. 衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策
地域連携	1. 工法活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2. 見学会・イベント等の開催(見学施設等の設置・管理運営等含む) 3. 社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4. 現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

3. 受注者は、具体的な実施内容と実施時期を事前に監督職員と協議し、その結果を報告すること。
4. 以下の項目については、現場環境改善の内容に含まれないことから、実施にあたっては留意すること。
 - (1) 仮設関係:仮囲い、模様フェンス、仮歩道マット
 - (2) 営繕関係:デザインボックス、倉庫及び材料保管庫、監督員詰所、シャワー施設、ウォータークーラー、観葉植物、意見箱の設置
 - (3) 安全関係:バリケード、転落防止柵

2-5. 快適トイレの設置

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。
 (12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。なお、快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

◆快適トイレに求める機能

- (1) 洋式(洋風)便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備

(6) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

◆付属品として備え付けるもの

(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

(9) サニタリーボックス

(10) 鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

◆推奨する仕様と付属品

(12) 内寸法900×900mm以上(面積ではない)

(13) 擬音装置(機能を含む)

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用について、当初設計では計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す資料を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、設計変更時に見積書を提出するものとする。上記(1)～(11)の費用については従来品相当額を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限については、男女別で各1基ずつ2基／1工事(施工箇所)までとする。また、運搬費は、共通仮設費(率)に含むものとし、2基／1工事(施工箇所)よりも多く設置する場合や上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)での支出を認めるものとして、別途計上は行わない。

一般明示事項

一般明示事項

2-6. 提出書類

受注者は、建設工事請負契約約款第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

また、工事の一部を下請負に付する場合は、下請計画(変更)報告書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。承諾後は、施工体制台帳及び体系図を作成し、速やかに監督職員に提出しなければならない。

なお、下請計画(変更)報告書が提出されずに下請負業者が施工している場合は、工事の一時中止を命じる場合もありうる。

2-7. 施工計画書

受注者は、工事着手前に本工事の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

ただし、維持工事や小規模工事(請負金額130万円以下)においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

また、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、変更内容が数量のわずかな増減等の場合は、後日の提出で良いものとする。

2-8. 環境対策

当該工事を施工するにあたり、排出ガス対策型の建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械の使用ができない場合は、その理由を書面により監督職員に提出し承諾を得ること。なお、対策型を使用しない場合は、変更の対象とする。

また、工事写真により使用機械を判定するため、現場との整合が図れるように記録すること。

第 17 章 道路修繕（橋梁補修）

17-1 橋梁補修工

1. 橋梁補修工においては、損傷箇所だけでなく、その原因となる周辺の対策も合わせて実施することが重要である。工事を行う中で、設計で想定していない損傷や劣化原因が見つかった場合は、監督職員に報告すること。
2. 橋梁の長寿命化対策は、劣化・損傷の要因、メカニズムを多様な視点から分析したうえで、その要因を確実に除去(軽減)することで、長期的に継続する補修効果が確保される。橋梁長寿命化対策の基本的な考え方については、「山形県橋梁補修ガイドライン」による。なお、受注者は、契約締結後、監督職員から「補修設計記録調書」を受け取り、調書に記載されている劣化要因に対する工法・材料選定根拠及び仕様等を確認したうえで施工計画を作成すること。

(山形県橋梁補修ガイドライン)

<https://www.pref.yamagata.jp/180035/kurashi/kendo/douro/maintenance/bridge.html>

17-2 変位制限装置工

1. ~~受注者は、工事着手前に鉄筋探査器等により配筋状況を確認したうえで、施工図を作成し、監督職員へ提出するものとする。~~
なお、アンカー孔削孔位置等について設計図に変更が生じる場合は、監督職員と設計図書に関して協議するものとする。
2. あと施工アンカーの施工は、(社)日本建築あと施工アンカー協会の認定する作業資格認定者のもとで行わなければならない。受注者は、当該技術者の資格を証する書類の写しを監督職員に提出するものとする。
3. 受注者は、アンカー孔削孔後の孔内は十分に乾燥し、ほこり等は確実に除去してから、アンカーを定着させなければならない。
4. 受注者は、アンカー定着後、所定のアンカー定着長が確保されているか確認のための試験を、「超音波パルス反射法によるアンカーボルト長さ測定要領（案）（平成15年11月）」に基づき、超音波探傷試験に精通した第三者機関が全数実施し測定結果をその都度記録（プリント出力機能がある探傷器を使用した場合は、プリント出力）するものとし、その規格値は、出来形管理基準10-4-8-3 落橋防止装置工によるものとする。
5. 前項に規定する第三者機関とは、超音波探傷試験に精通した受注者以外の業者とし、受注者が選定するものとする。
また、本測定に従事する技術者は、(社)日本非破壊検査協会によって認定された2種以上の超音波検査技術者とし、受注者は当該技術者の資格を証する書類の写しを監督職員に提出するものとする。
6. アンカー定着後における定着長に係る段階確認は、全数行うものとし、その確認の方法は、超音波探傷器による確認、及び受注者の施工管理資料の書面確認を組合せ実施するものとする。

17-3 防水層施工

1. ~~橋梁補修における防水層設置について、舗装撤去後、床版の状況を確認するとともに、防水層設置前に監督職員と立ち会いを行うものとする。その上で、施工内容に変更が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。~~
2. ~~防水層の施工をする際は、道路橋床版防水便覧に基づき、高周波水分計等を用いて、コンクリート床版の水分量が10%程度以下になっていることを確認してから施工を行うものとする。~~

17-4 塗装回数及び使用量

塗料の種類、塗装回数及び各層毎の標準使用量は、鋼道路橋塗装・防食便覧のA～F塗装系によるものとし、その区分は次のとおりとする。

塗装箇所	塗 装 系	摘 要
桁等鋼部材	Rc-1塗装系	スプレー

17-5 ケレン

1. ケレンは第1種とする。
2. 第1種のケレンを行う場合は、その除せい度はISO Sa 2 1/2以上を確保することとし、ISO8501の判定見本写真と処理面とを目視で対照することにより確認することとする。

17-6 鋼橋塗装

1. ~~作業足場は、〇〇工事で設置した足場を使用するものとするが、工事完了後は解体して〇〇地内に集積するものとする。~~
~~なお、足場損料は〇月〇日までとする。~~
2. ~~現場塗装を別途発注予定である。なお、塗装工の工期は〇月〇日である。~~
3. ~~作業足場は別途発注予定の塗装工事にも使用予定であるので、使用後も解体せずに存置するものとする。~~
~~また、作業足場は塗装工事において使用後は、塗装工事の受注者が解体して返納するが、返納場所は〇〇地内の監督職員の指示する場所とするものとする。~~
~~なお、足場損料は〇月から〇月までとする。~~
4. 塗替え塗装時の部材角部曲面加工については、部材角部の塗膜厚確保を目的とするものであり、専用加工機もしくはグラインダー等の電動工具により、2R以上の端部処理を行うこととする。施工管理は、Rゲージ等を用いて2R以上の確認を行う。ただし、腐食等によりすでに2R相当以上の角落ちが見られ、十分塗膜厚が確保できる状態である場合は、監督職員に協議すること。なお、施工時期はケレン作業前に行うことを原則とし、施工管理は、Rゲージ等を用いて2R以上あることを1面取線上最低3箇所以上確認すること
5. 足場設置完了後及びケレン作業後において、腐食により鋼材の減厚や孔食等が確認された場合は、監督職員と協議すること。
6. 全面(部分)塗り替え塗装完了後、主桁端部の腹板等の見やすい位置に塗装記録表を残すことを原則とし、将来の維持管理に最低限必要な事項を記載するものとする。

また、旧塗膜の塗装記録が塗り替え塗装により消去された場合には、新塗膜の塗装記録表の直近に復元するものとする。

なお、塗装記録における最低限必要な事項とは、塗装範囲、塗装年月、塗装系、塗装材料、上塗り色、塗料製造及び塗装施工会社名等である。

17-7 構造物取り壊し工

1. コンクリートはつり工事においては、振動が既設コンクリート・鉄筋に悪影響を与えることに十分留意し施工すること。
2. コンクリートはつり後、内部の鋼材やコンクリートに損傷が見られる場合は、監督職員と協議すること。

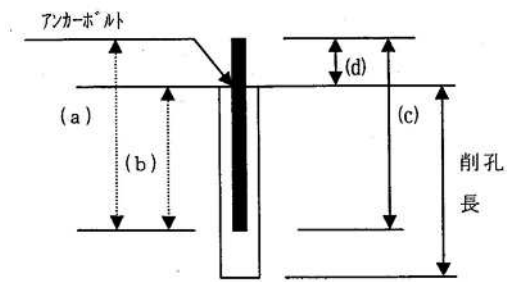
17-8 コンクリート部材断面修復工

1. 受注者は、施工管理として、「山形県橋梁補修ガイドライン」の付録3「施工状況把握チェックシート(断面修復工)」を施工日ごとに作成するものとし、チェック項目に対応する施工写真（代表箇所各1枚以上）を添付の上、施工完了後に品質管理資料として監督職員に提出すること。
2. はつり完了・鉄筋防錆処理後に、監督職員が1橋あたり10%以上段階確認する。確認内容は、施工状況把握チェックシートのチェック項目に基づくものとする。

17-9 防護柵工

- ~~1. 受注者は、工事着手前に鉄筋探査機等により配筋状況を確認することとし、アンカー孔削孔位置等について設計図に変更が生じる場合は、監督職員と協議すること。（※既往の地覆の配筋状況が不明で、探査が必要な場合記載。）~~
- ~~2. あと施工アンカーの施工は、(社)日本建築あと施工アンカー協会の認定する作業資格認定者のもとで行わなければならない。受注者は、当該技術者の資格を証する書類の写しを監督職員に提出するものとする。~~
- ~~3. 受注者は、アンカー孔削孔後の孔内は十分に乾燥し、ほこり等は確実に除去してから、アンカーを定着させなければならない。~~
- ~~4. 受注者は、アンカーボルトの材料搬入時に設計図書に示す長さ、径、材質について全数確認するものとし、アンカーボルト長の規格値は、設計長の98%以上とする。~~
- ~~5. 受注者は、出来形管理として削孔長を曲がらない定規で全数確認することとし、その規格値は設計値以上とする。また、接着剤の充填が十分であること（地覆上面まで充填されていること）を目視にて全数確認することとする。~~
- ~~6. 受注者はアンカーボルト定着長の出来形確認として、アンカーボルトの突出長を全数確認し、ボルト測定長＝突出長で管理を行うこととする。その規格値は、設計定着長の98%以上とする。なお、ボルト測定長は材料搬入時の全数測定値の最小値として良い。~~

特記仕様書



- (a) ボルト設計長
 - (b) 設計定着長
 - (c) ボルト測定長
 - (d) 突出長
- 測定定着長=(c)-(d)

7. 材料搬入時のボルト長・径、削孔長、アンカー定着後の突出長及び接着剤の充填状況については、監督職員が1橋あたり10%以上段階確認する。なお、確認の方法は、曲がらない定規を用いて受注者の施工管理資料の書面確認を組み合わせることで実施することとし、確認の時期は、全数確認できる状態で行うことを原則とする。

現場説明事項書

市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事

[共通事項]

1. 現場説明事項書について

現場説明事項は、制約をうける当該工事に関する施工条件を明示することによって工事の円滑な執行に資することを目的としており、当該契約においてやむを得ず施工方法等について仮指定せざるを得ないもの、又は変更が予想されるもの、あるいは制約される工事工程等について現場説明参加業者が十分な見積りができるよう条件明示するものです。

[工事の施工関係]

1. 橋梁再塗装ケレン作業に伴い発生する廃棄物の運搬・処分費について、当初は昨年度の別工事参考数量を計上しています。このため、当工事の現場で発生した数量を設計変更の対象とします。なお、発生する廃棄物には鉛等の有害物質を含むため関係法令を遵守し処分する必要があります。このため、ケレン作業完了後に数量・処分方法・処分施設を確認し、監督職員と協議を行うものとします。

【参考数量】

- ・ケレンによる廃棄物（塗膜くず等） : $V \div 110\text{kg}$
- ・保護具、環境対策による廃棄物 : $V \div 60\text{kg}$
- ・ブラスト養生等による廃棄物 : $V \div 30\text{kg}$

（処分施設は秋田県内、福島県内を想定しています）

2. 鋼部材再塗装工の素地調整については、鉛中毒予防規則等関連法令に準拠する工法として「循環式エコクリーンブラスト工法」を参考工法として積算しています。その他の工法による場合はこれと同等の効果が得られるものとし、施工前に監督職員と協議を行うものとします。
3. 当初計上されていない損傷や劣化等が確認された場合や、その補修に伴う作業足場が必要になる場合は監督職員と協議を行うこととします。
4. ブラスト設備の設置箇所については現場側道上に設置することを基本としますが、これに寄りがたい場合は監督職員と協議を行うものとします。

[工程関係]

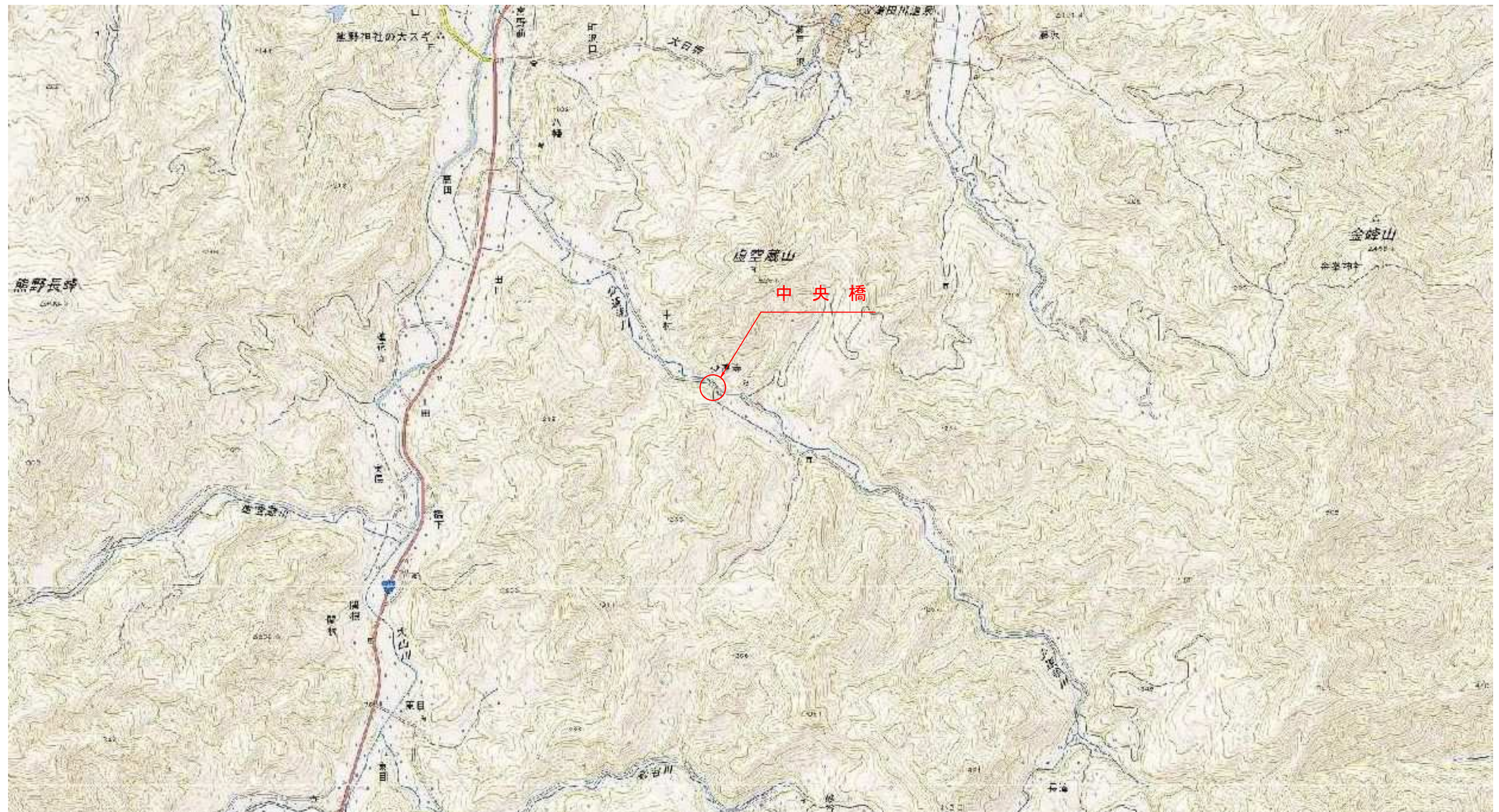
5. 足場の設置期間について、吊足場 2.85 ヶ月、地覆用足場 0.04 ヶ月を予定しています。なお、条件に変更があった場合は監督職員と協議を行うものとします。

[その他]

6. 当初、鉄筋探査に関わる費用は計上しておりません。必要となった場合は別途計上します。
7. 当初、支承補修に関わるジャッキアップ費用は計上しておりません。必要となった場合は別途計上します。
8. 河川協議は、河川管理者と吊足場の設置について協議済みです。
協議に基づき、吊足場設置期間は非出水期とします（令和8年10月1日から令和9年3月31日までの期間）。

位置図

S=1:10,000



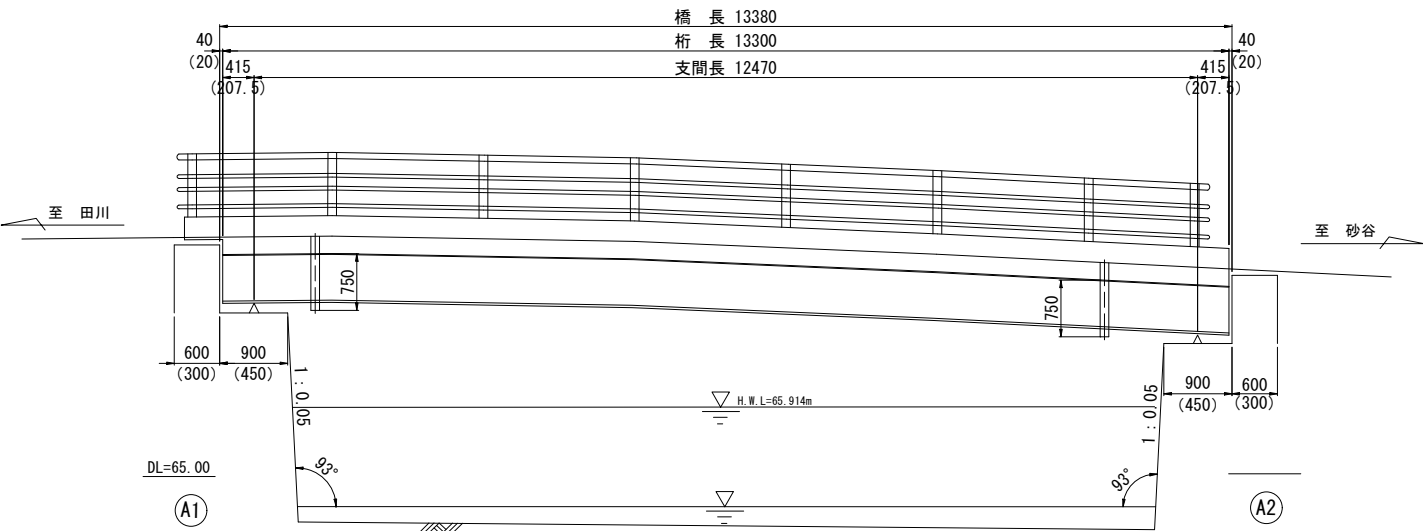
実 施

中央橋

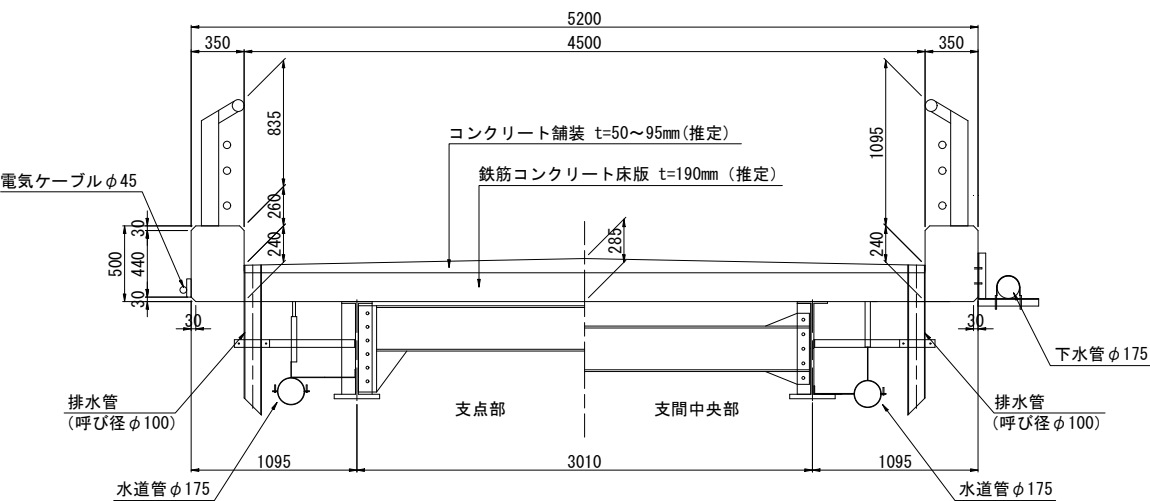
令和8年度		図 番	全15 葉 1
路 線 名	市道少連寺長滝東目線		
工 事 名	市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事		
位 置	鶴岡市少連寺 地内		
位 置 図			
縮 尺 S=図示		鶴 岡 市	

中央橋 現橋一般図

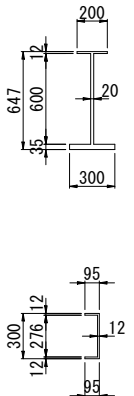
側面図 S=1:50



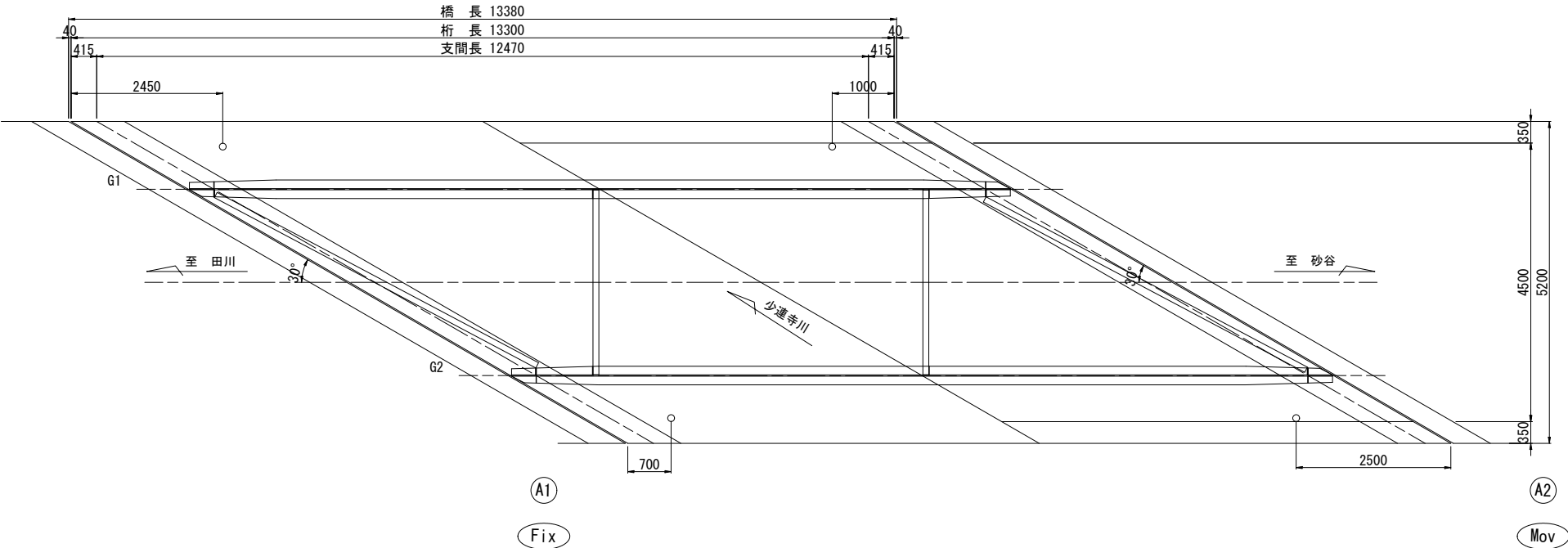
断面図 S=1:25



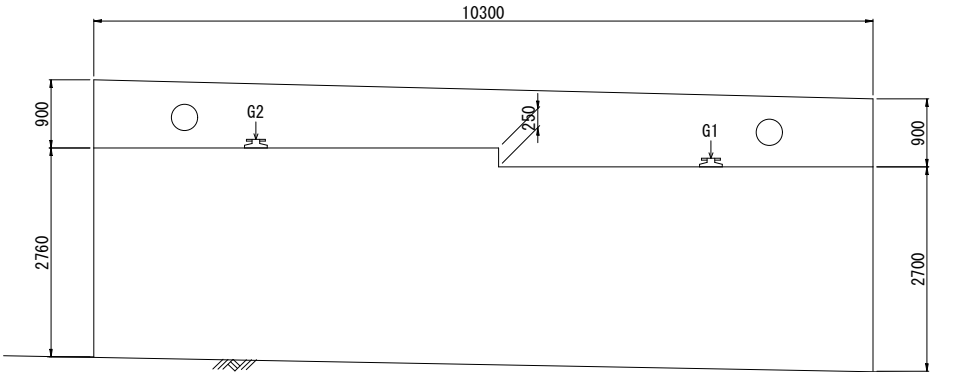
鋼部材詳細図 S=1:25



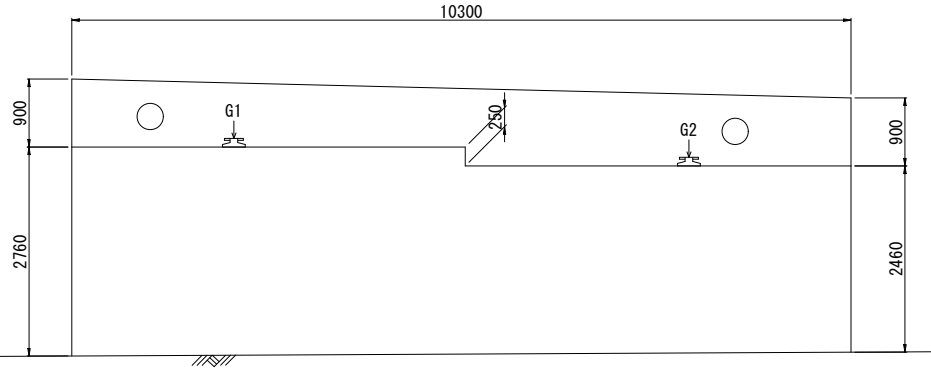
平面図 S=1:50



A1橋台正面図 S=1:50



A2橋台正面図 S=1:50

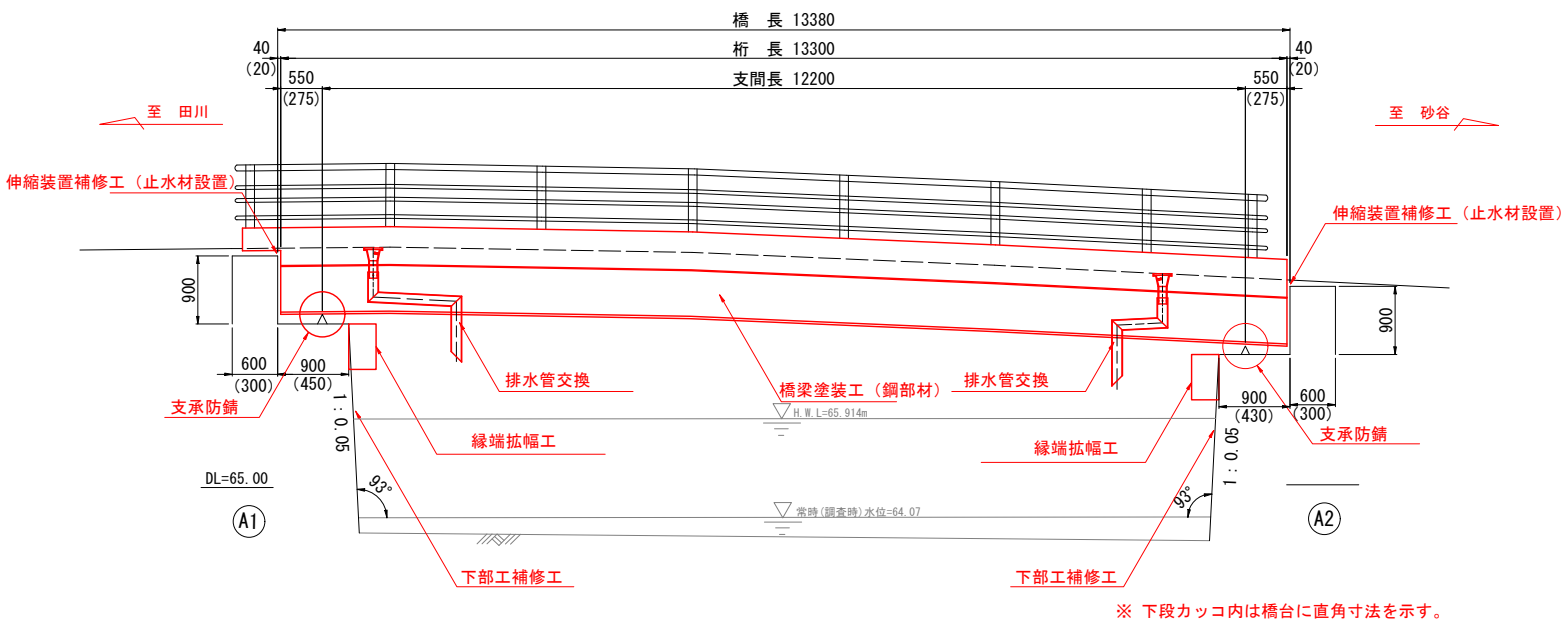


注記
1. 本図面は、既存資料及び現地調査をもとに作成した図面である。
2. 補修工事の実施に当たり、寸法等については、詳細な現地測定を行い確認すること。

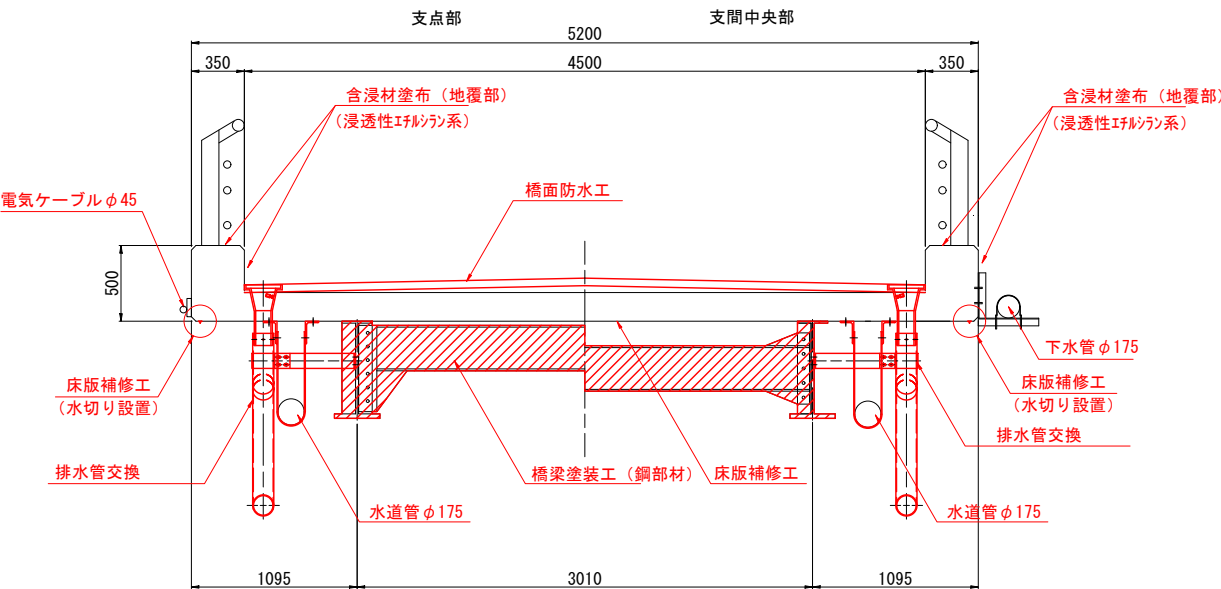
実 施		中央橋	
令和8年度		図 番	全15 葉 2
路 線 名	市道少連寺長滝東目線		
工 事 名	市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事		
位 置	鶴岡市少連寺 地内		
中央橋 現橋一般図			
縮 尺 S=図示		鶴 岡 市	

中央橋 補修一般図

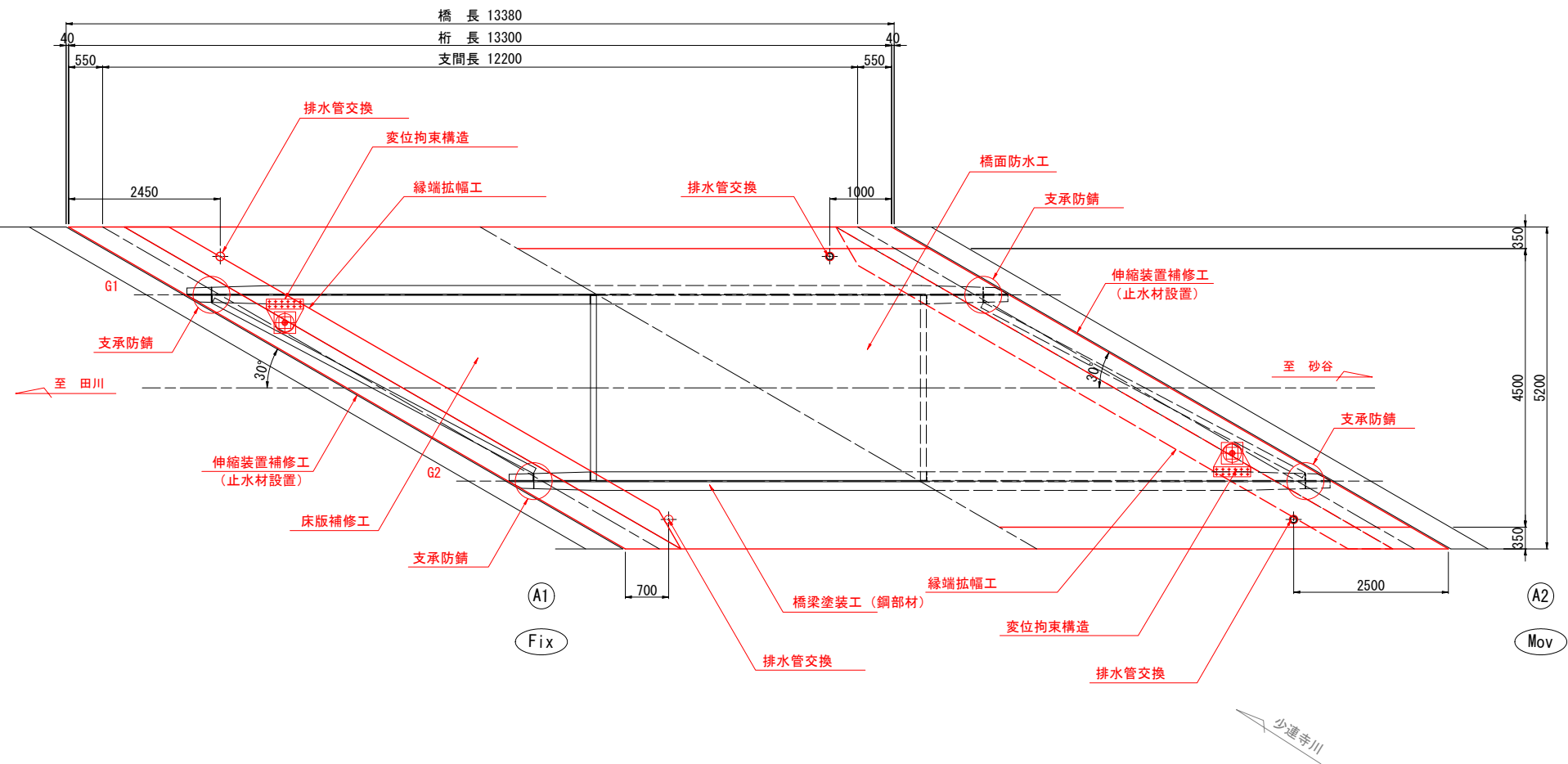
側面図 S=1:50



断面図 S=1:25



平面図 S=1:50



補修項目一覧表

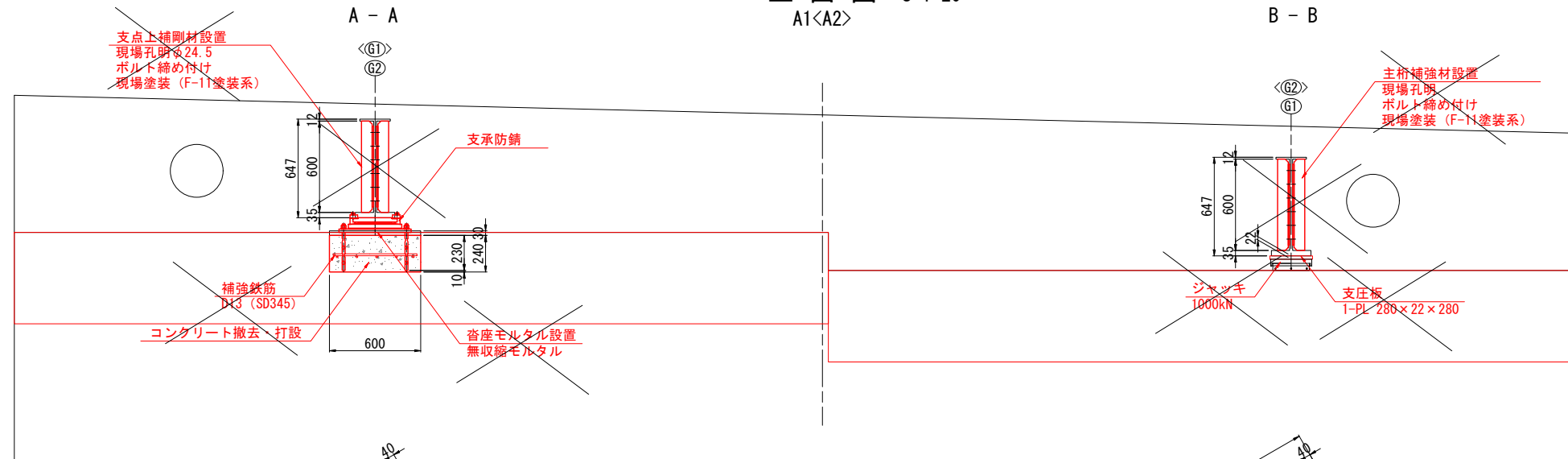
補修箇所	補修項目
橋面防水工	舗装補修、橋面防水工
橋梁塗装工 (鋼部材)	塗装塗替工 (Rc-I 塗装系)
床版補修工	断面修復工、ひび割れ注入工、水切り設置工
伸縮装置補修工	止水材設置
排水管交換	取替工
支承防錆	素地調整、金属溶射
下部工補修工	断面修復工、ひび割れ注入工、含浸材塗布 緑端拡幅工、変位拘束構造
その他	取付舗装工、橋梁附属物工

注記
1. 本図面は、既存資料及び現地調査をもとに作成した図面である。
2. 補修工事の実施に当たり、寸法等については、詳細な現地測定を行い確認すること。

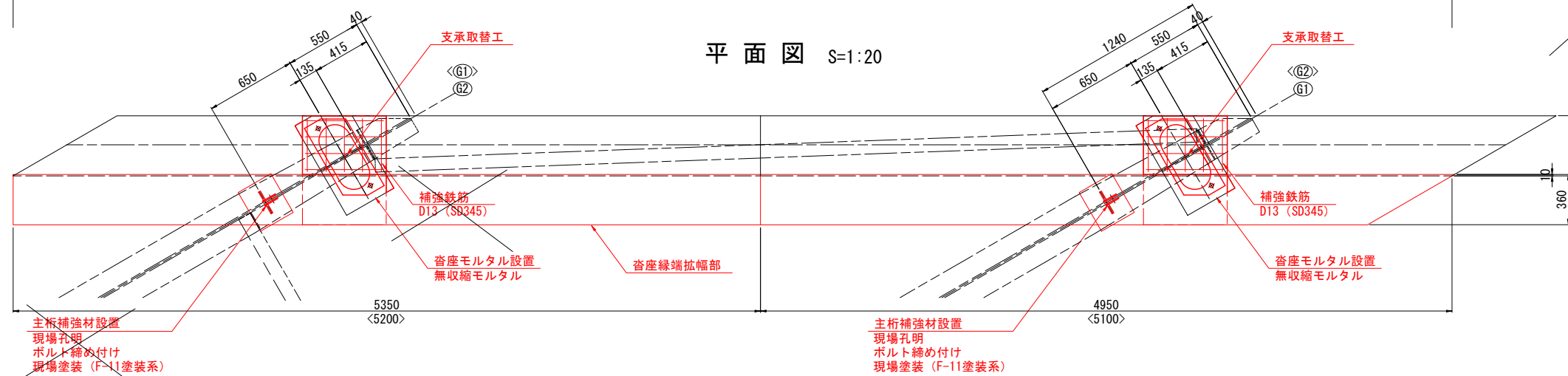
実 施		中央橋	
令和8年度		図 番	全15 葉 3
路 線 名	市道少連寺長滝東目線		
工 事 名	市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事		
位 置	鶴岡市少連寺 地内		
中央橋 補修一般図			
縮 尺 S=図示		鶴 岡 市	

構造図（支承補修工）

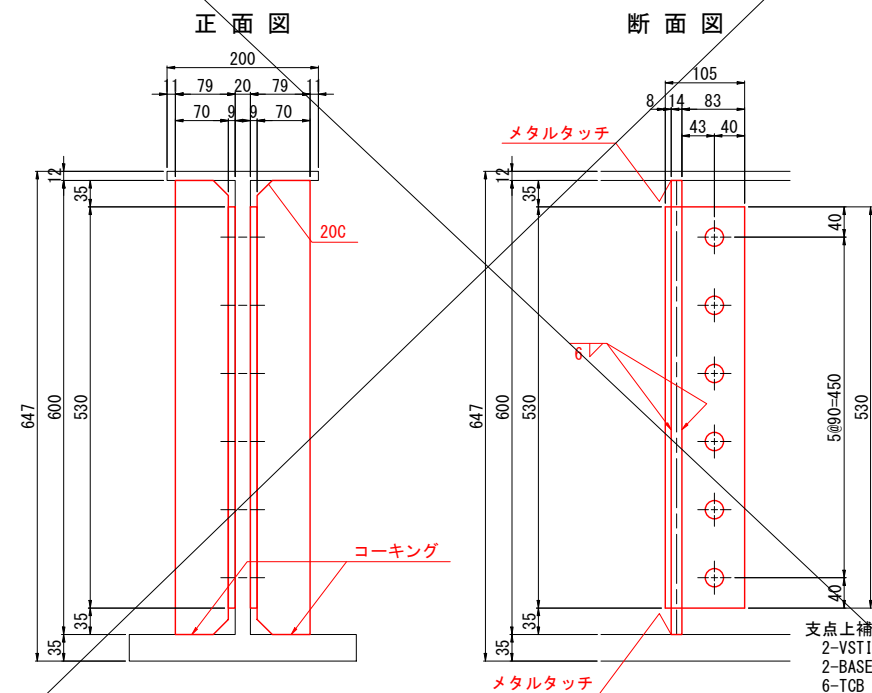
B - B



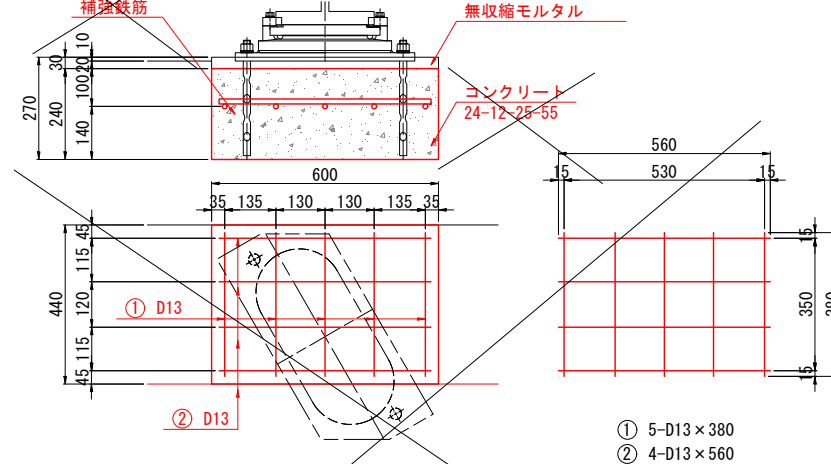
支撑取替工



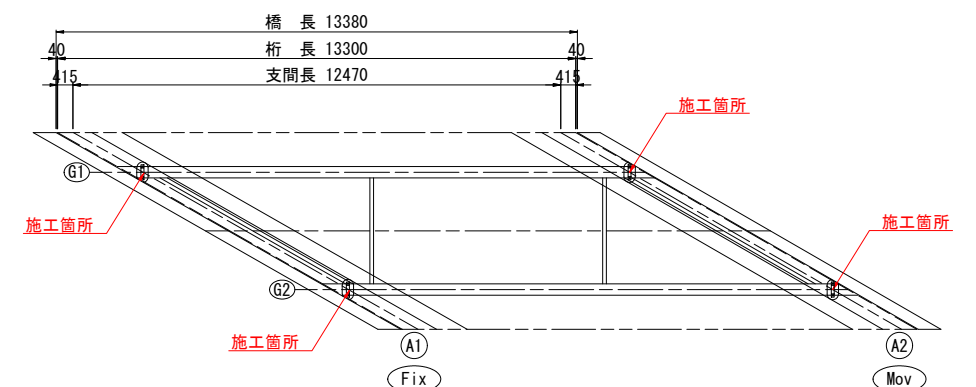
~~S=1:5~~



S=1:10



S=1:1



中央橋

令和8年度		図 番	全 15 葉 4
路 線 名	市道少連寺長滝東目線		
工 事 名	市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事		
位 置	鶴岡市少連寺 地内		
中央橋 支承補修図（その1）			
縮 尺 S=図示		鶴 岡 市	

注記

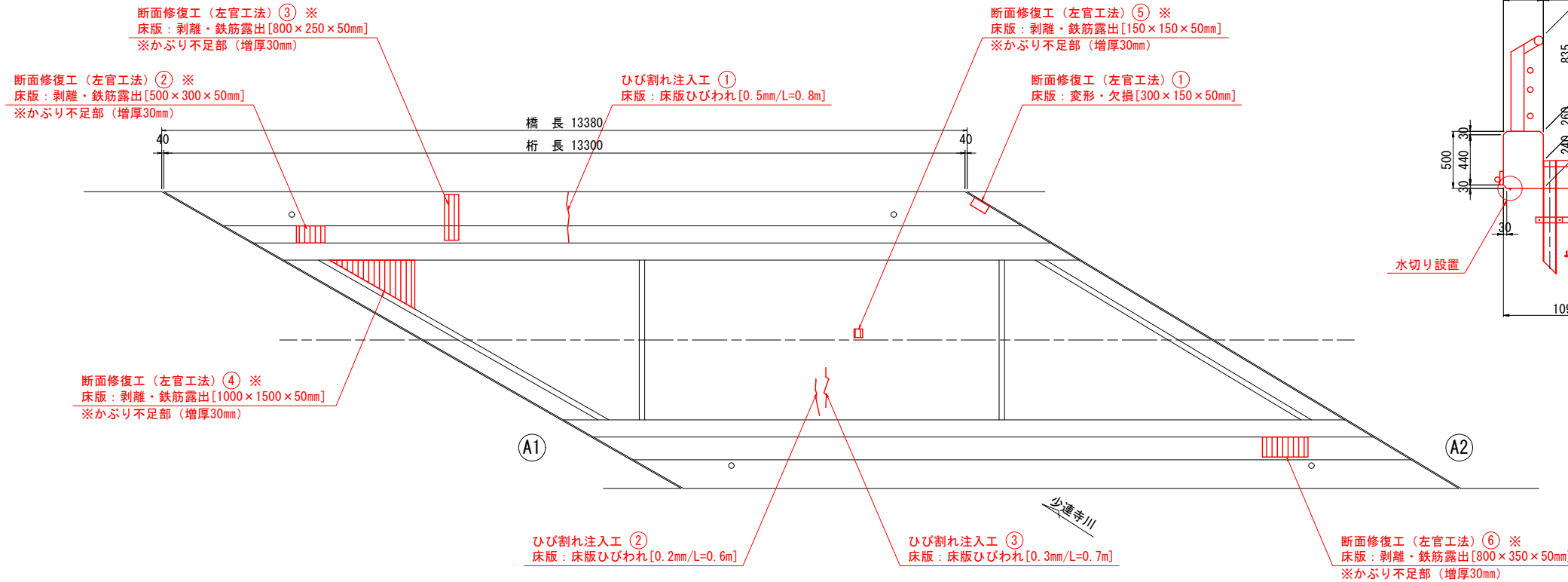
1. 本図面は、既存資料及び現地調査をもとに作成した図面である。
2. 補修工事の実施に当たり、寸法等については、詳細な現地測定を行い確認すること。
3. 本補修は、縁端拡幅の一次施工後に行うこと。
4. 支点上補剛材、主桁補強材塗装は、F-11塗装系とする。
- 補強材接触面の下塗りは、工場にて行うこと。

中央橋 床版補修図

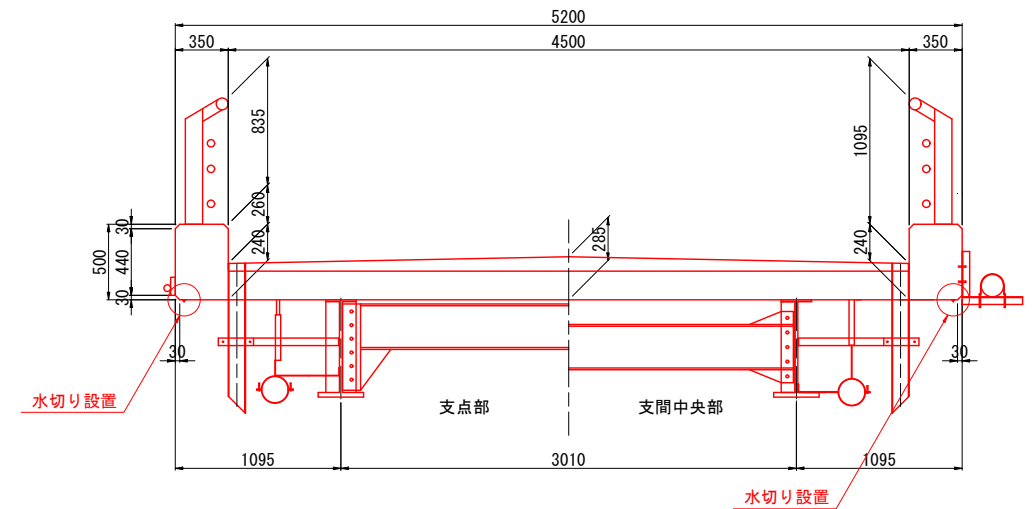
S=1:50

コンクリート断面補修工

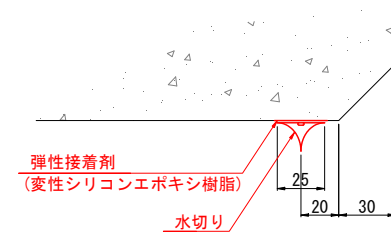
桁下面



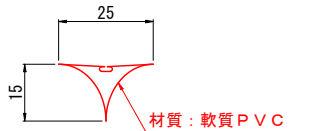
断面図 S=1:25



水切り部詳細図 S=1:2

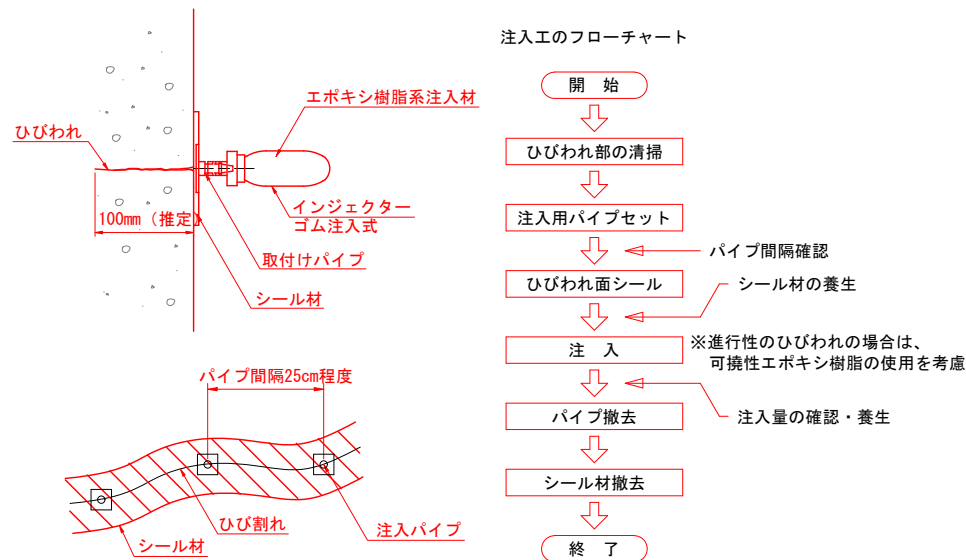


水切り詳細図 S=1:1



ひびわれ注入工

(ひびわれ幅 0.2mm 以上 1.0mm 未満)
(注入圧力0.4MPa以下の低圧低速注入工法)

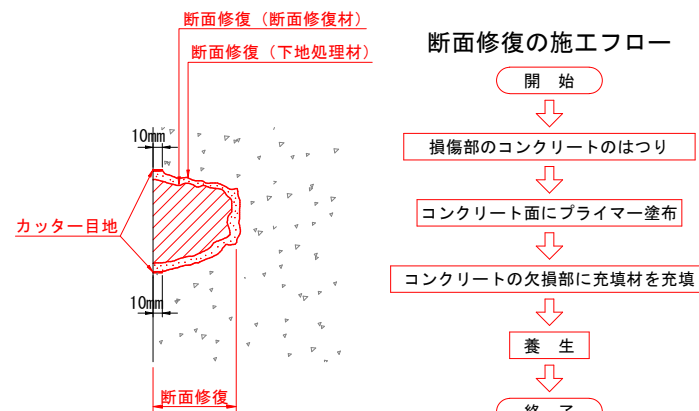


材料表

工種	仕様
注入材	エポキシ樹脂系注入材2種
シール材	ポリエステル樹脂系

断面修復工〔左官工法〕

一般部

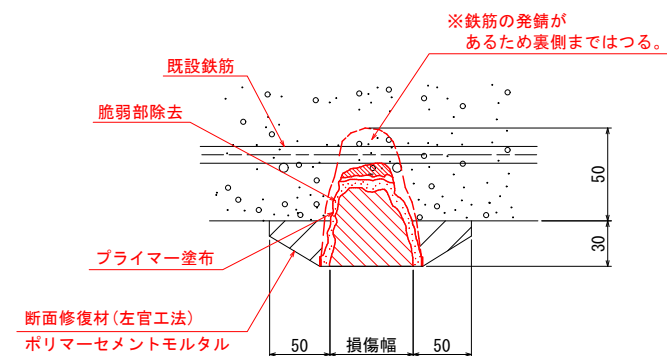


材料表

工種	仕様
断面修復材	ポリマーセメントモルタル材

断面修復工〔左官工法〕

かぶり不足箇所



材料表

工種	仕様
断面修復材	ポリマーセメントモルタル材

注記

- 本図面は、既存資料及び現地調査をもとに作成した図面である。
- 補修工事の実施に当たり、寸法等については、詳細な現地測定を行い確認すること。
- コンクリートの脆弱部は確実にはつり落とし、補修を行うこと。

実施

中央橋

令和8年度

図番

全15葉5

路線名

市道少連寺長滝東目線

工事名

市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事

位置

鶴岡市少連寺 地内

中央橋 上部工補修図

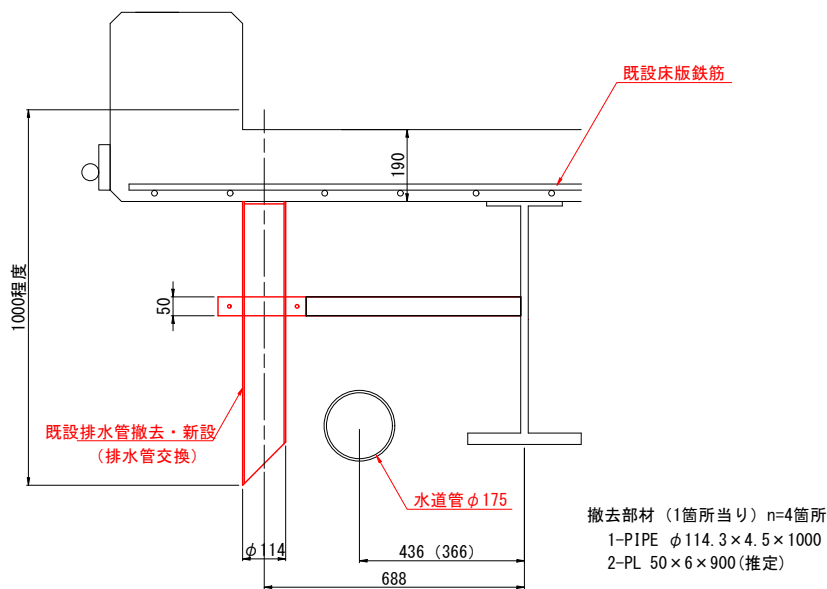
縮尺 S=図示

鶴岡市

中央橋 排水管補修図（その１）

排水管取替工

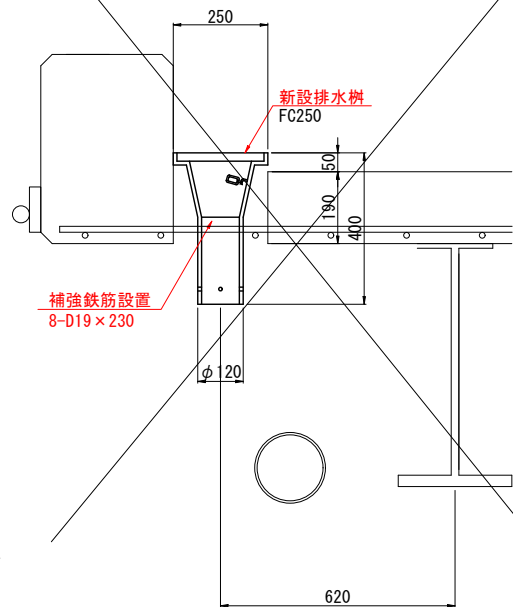
1. 床版コンクリート取壊し、排水装置撤去



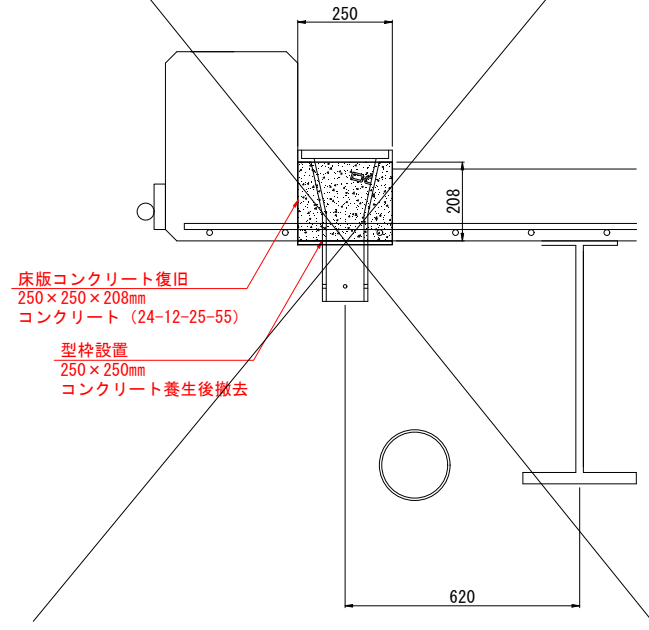
※ () 内は上流側の寸法値とする。

新設排水柵設置詳細図 S=1:10

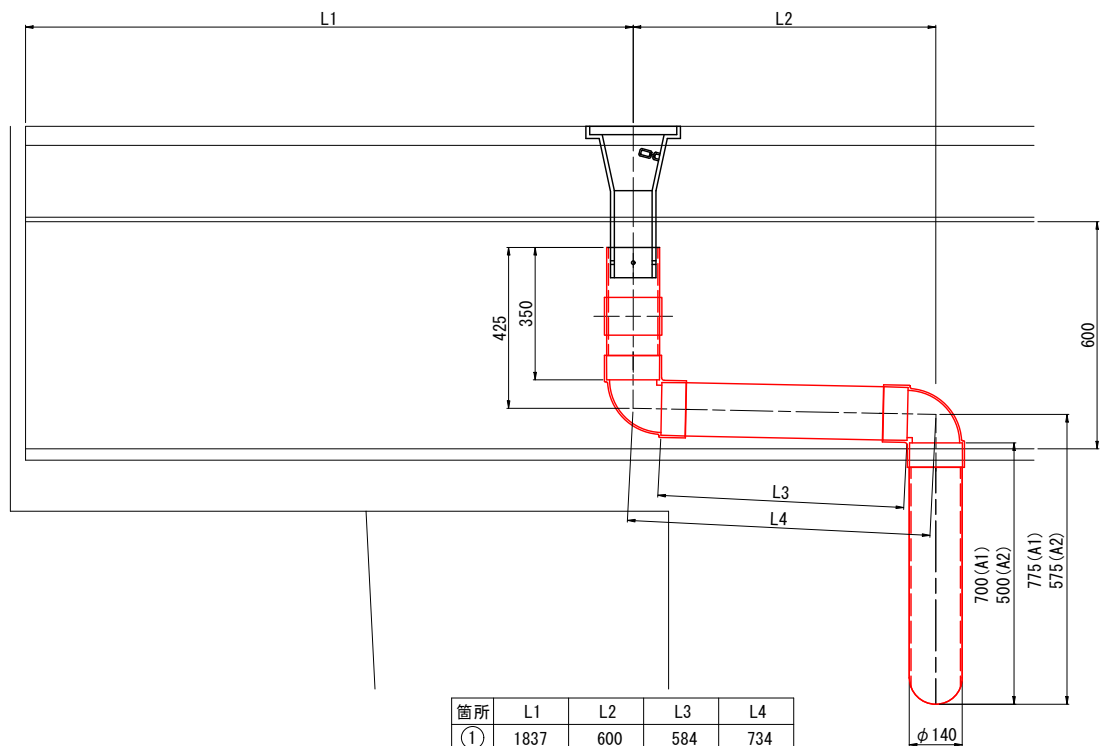
2. 排水柵設置



3. 床版復旧

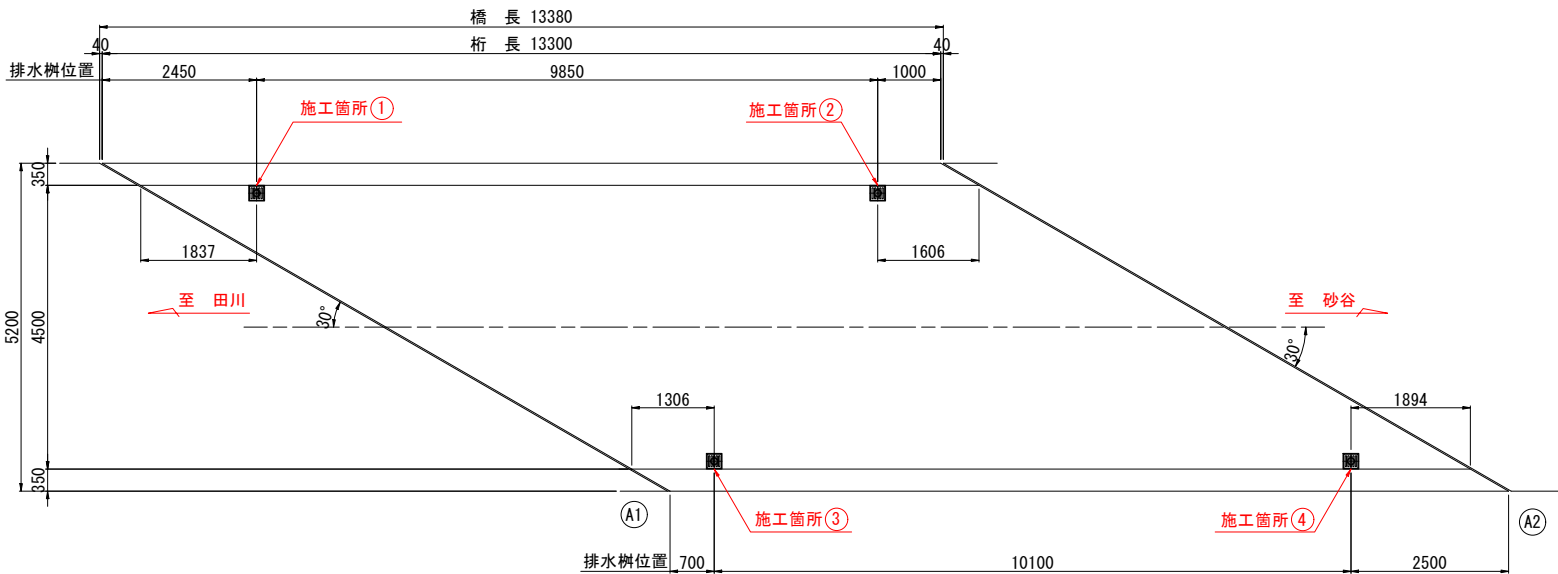


排水管補修図 S=1:10



箇所	L1	L2	L3	L4
①	1837	600	584	734
②	1606	800	784	934
③	1306	1100	1084	1234
④	1894	600	584	734

位置図 S=1:60



注記

- 本図面は、既存資料及び現地調査をもとに作成した図面である。
- 補修工事の実施に当り、寸法等については、詳細な現地測定を行い確認すること。
- 舗装切削し、床版に防水処理を施す前に施工を行うこと。
- 鋼部材は全て溶融亜鉛めっきを施す。
亜鉛の付着量は JIS H8641 HDZ55 とする。
但しボルト、ナットは JIS H8641 HDZ35 とする。
- ナットは全てゆるみ止めナットを使用すること。
- 施工前に鉄筋探索を行い、既設床版鉄筋を傷つけないよう注意すること。既設の鉄筋に干渉し新設排水柵が設置できない場合は、再度検討を行うこと。

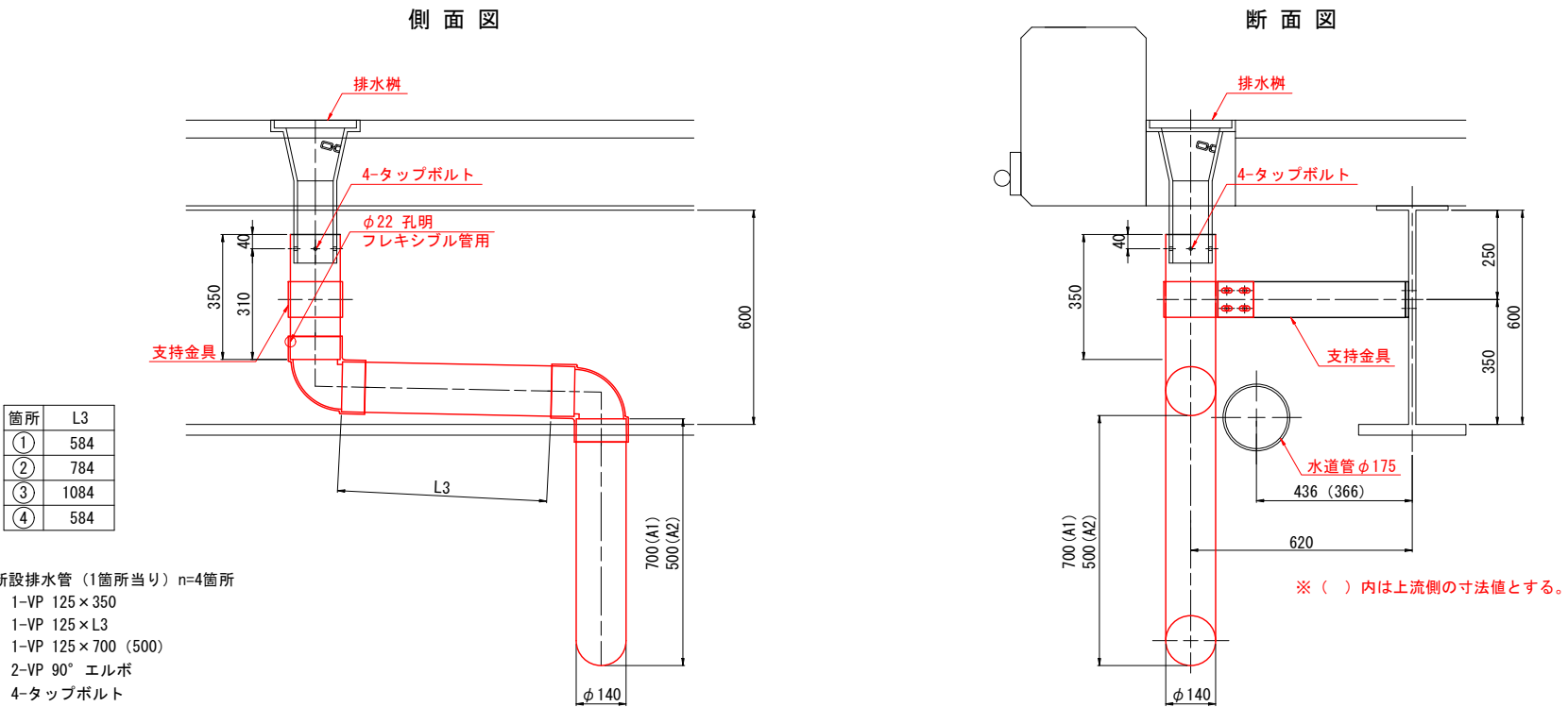
実施

中央橋

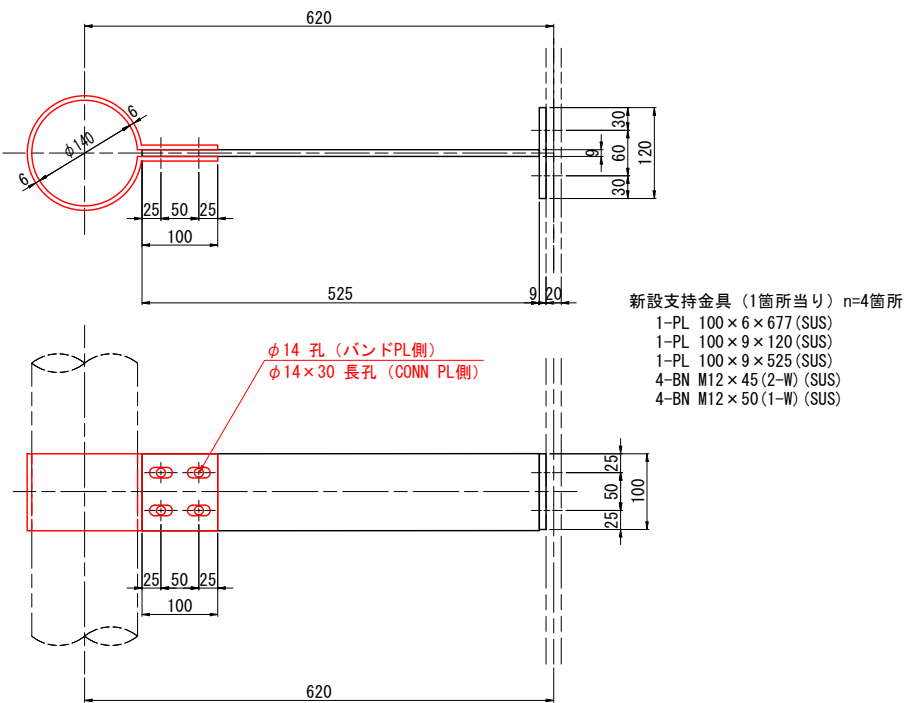
令和8年度		図 番	全 15 葉 6
路 線 名	市道少連寺長滝東目線		
工 事 名	市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事		
位 置	鶴岡市少連寺 地内		
中央橋 排水管補修図（その１）			
縮 尺 S=図示		鶴 岡 市	

中央橋 排水補修図（その2）

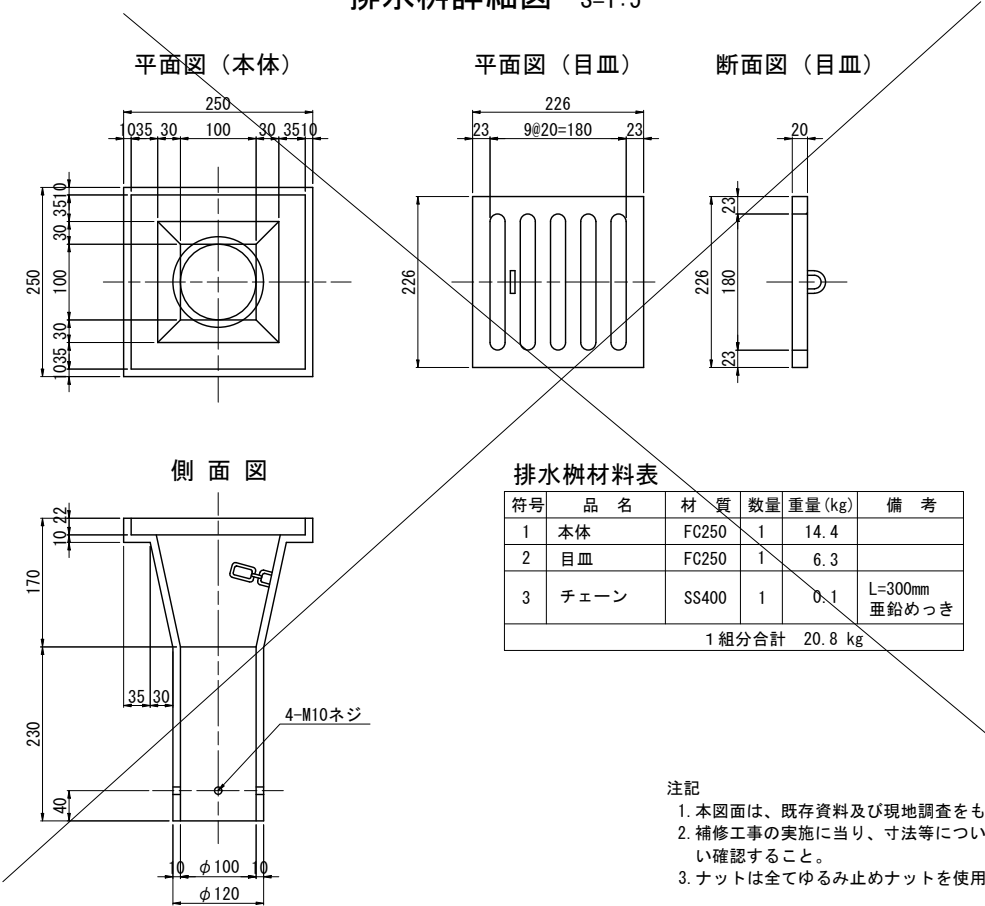
新設排水管詳細図 S=1:10



支持金具詳細図 S=1:5



排水樹詳細図 S=1:5



実施

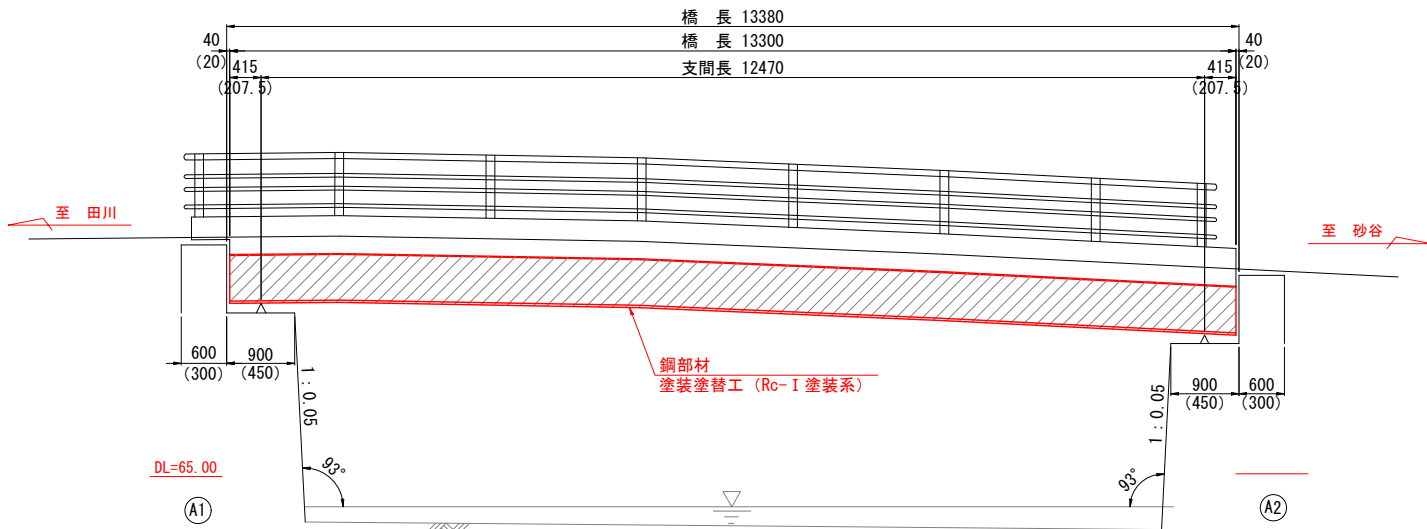
中央橋

令和8年度		図 番	全15 葉 7
路 線 名		市道少連寺長滝東目線	
工 事 名		市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事	
位 置		鶴岡市少連寺 地内	
中央橋 排水管補修図（その2）			
縮 尺 S=図示		鶴 岡 市	

中央橋 鋼部材塗装補修図

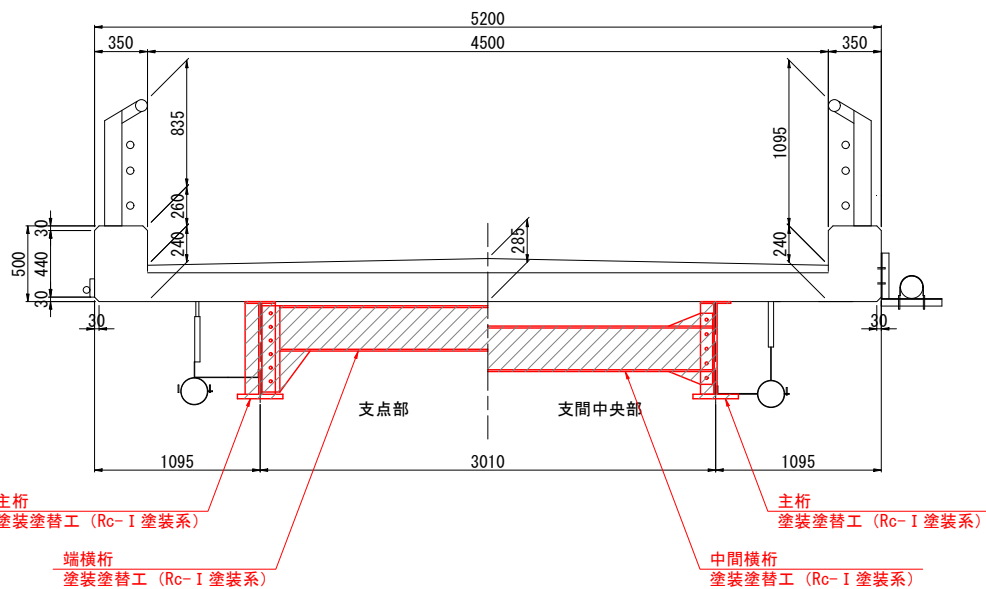
塗装塗替工

側面図 S=1:50

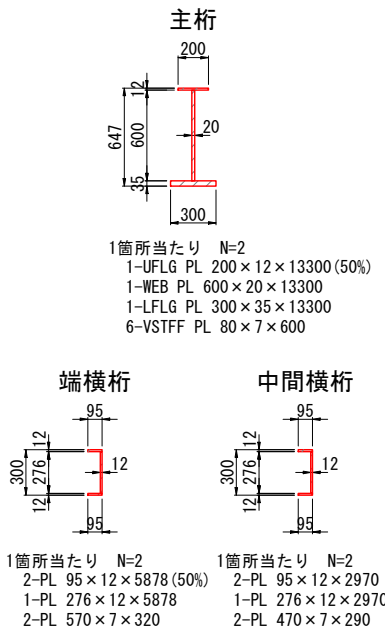


※ 下段カッコ内は橋台に直角寸法を示す。

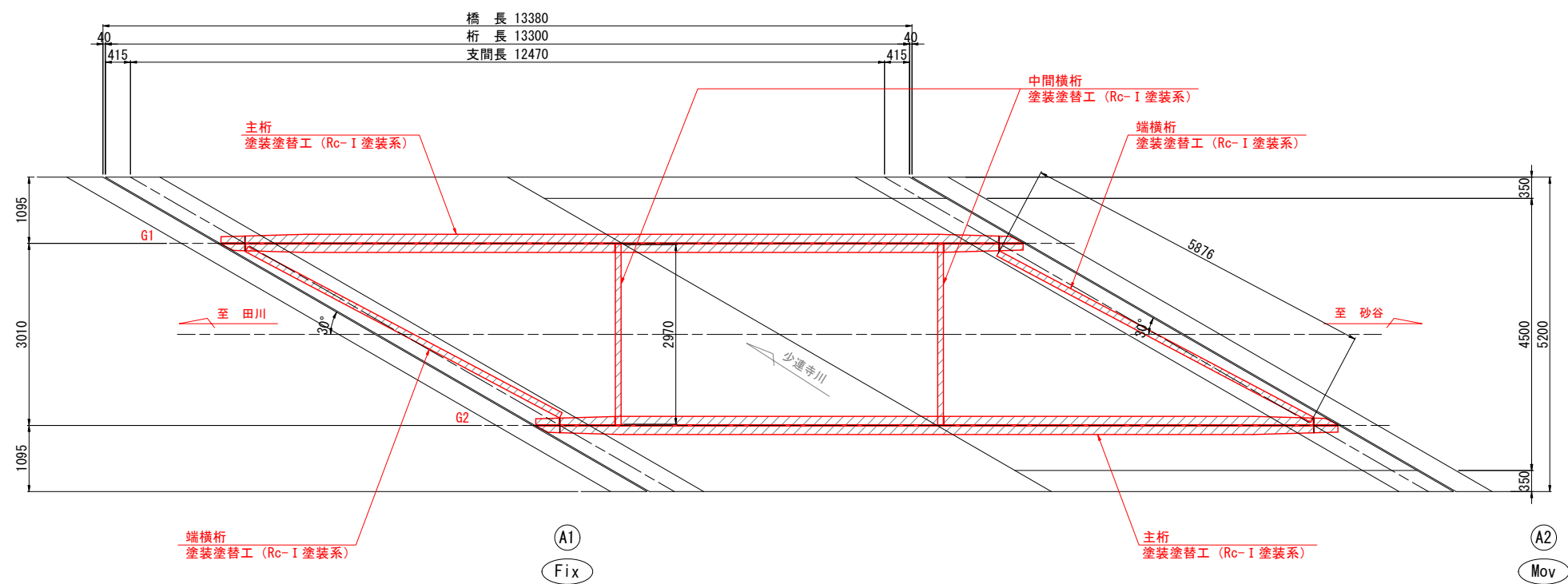
断面図 S=1:25



鋼部材詳細図 S=1:25



平面図 S=1:50

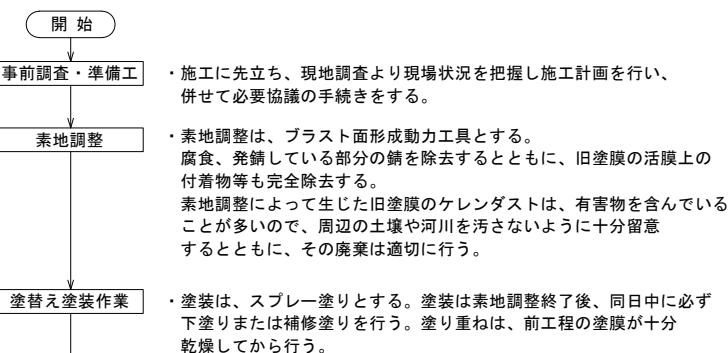


Rc-I 塗装系 (スプレー)

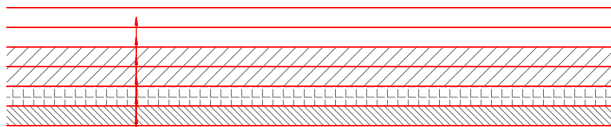
塗装工程	塗料名	使用量 (g/m ²)	塗装間隔
素地調整	1種ケレン		4時間以内
下塗	有機ジンクリッチペイント	600	1日～10日
下塗	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	240	1日～10日
下塗	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	240	1日～10日
中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	170	1日～10日
上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	140	1日～10日

※1: プラスト処理による除せい度ISO Sa 2 1/2とする。

施工手順

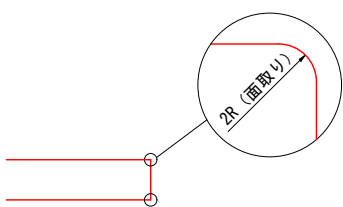


塗装詳細図



- Rc-I 塗装系 (スプレー)
- 弱溶剤ふっ素樹脂塗料 (上塗り) 140g/m²
- 弱溶剤ふっ素樹脂塗料 (中塗り) 170g/m²
- 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料 (下塗り) 240g/m²
- 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料 (下塗り) 240g/m²
- 有機ジンクリッチペイント (下塗り) 600g/m²
- 鋼材面 1種ケレン

曲面加工



※主桁と横桁のフランジ角部は、塗膜厚が確保されにくいため2mm以上の面取りを行うこと。

注記

- 本図面は、既存資料及び現地調査をもとに作成した図面である。
- 補修工事の実施に当たり、寸法等については、詳細な現地測定を行い確認すること。
- 再塗装の色は監督職員と協議して決定すること。
- プラスト前に鋼材表面の付着塩分量を測定し、50mg/㎡の塩分付着が確認される場合は、事前に水洗いを行うのが良い。

実施 中央橋

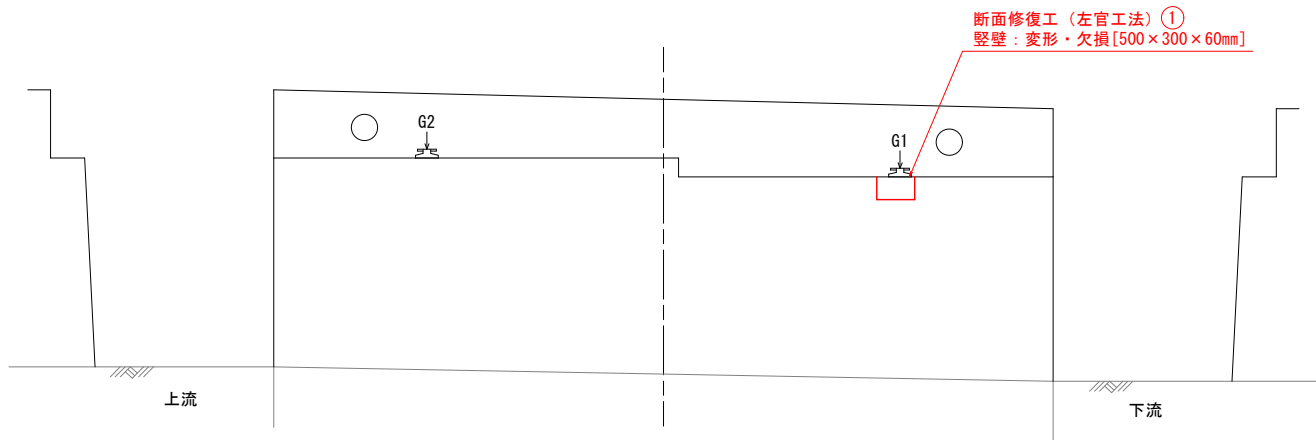
令和8年度		図 番	全 15 葉 8
路 線 名	市道少連寺長滝東目線		
工 事 名	市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事		
位 置	鶴岡市少連寺 地内		
中央橋 鋼部材塗装補修図			
縮 尺 S=図示		鶴 岡 市	

中央橋 下部工補修図

S=1:50

コンクリート断面補修工

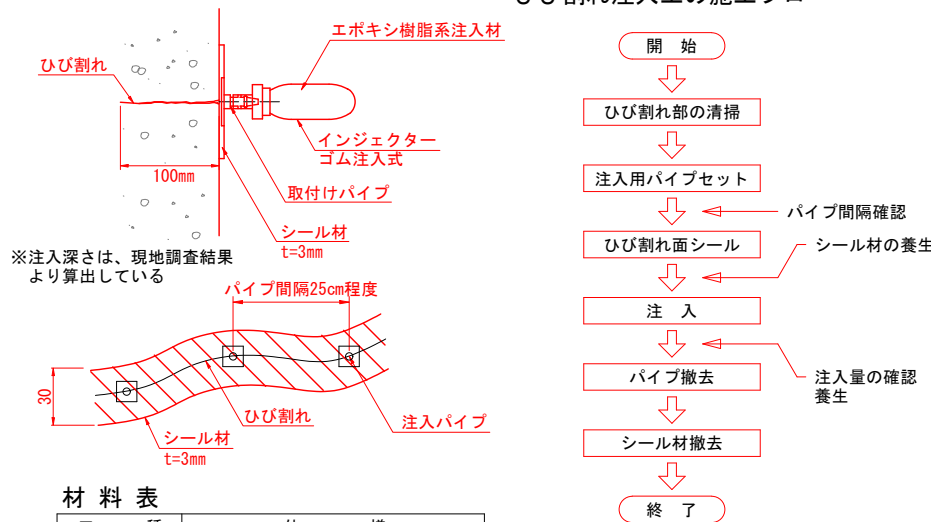
A1橋台



ひび割れ注入工

(ひび割れ幅 0.2mm 以上 1.0mm 未満)
(注入圧力0.4MPa以下の低圧低速注入工法)

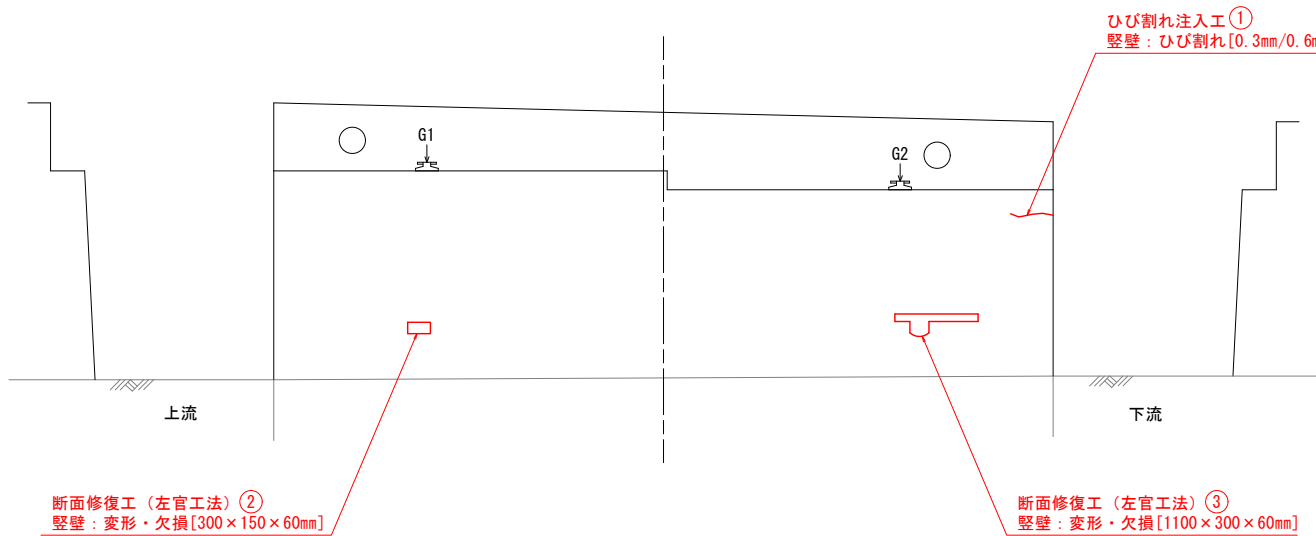
ひび割れ注入工の施工フロー



材 料 表

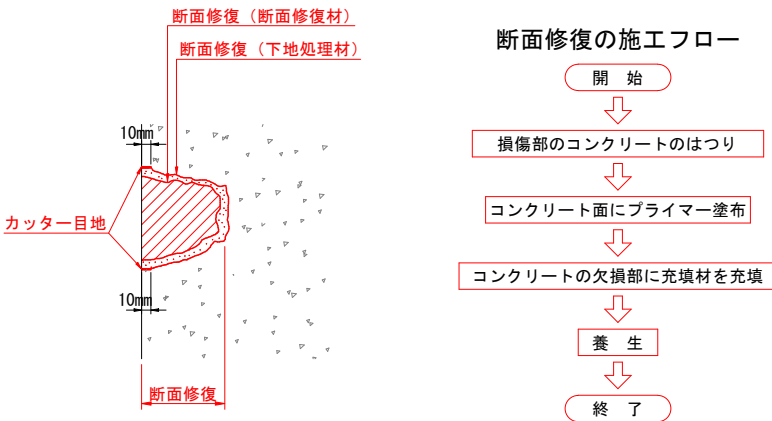
工 種	仕 様
注入材	エポキシ樹脂系注入材1種
シーリング材	ポリエステル樹脂系

A2橋台



断面修復工〔左官工法〕

断面修復の施工フロー



材 料 表

工 種	仕 様
断面修復材	ポリマーセメントモルタル材

損傷の種類	表 示
ひびわれ	
剥 離	
鉄筋露出	
遊離石灰	
漏 水	
その他	

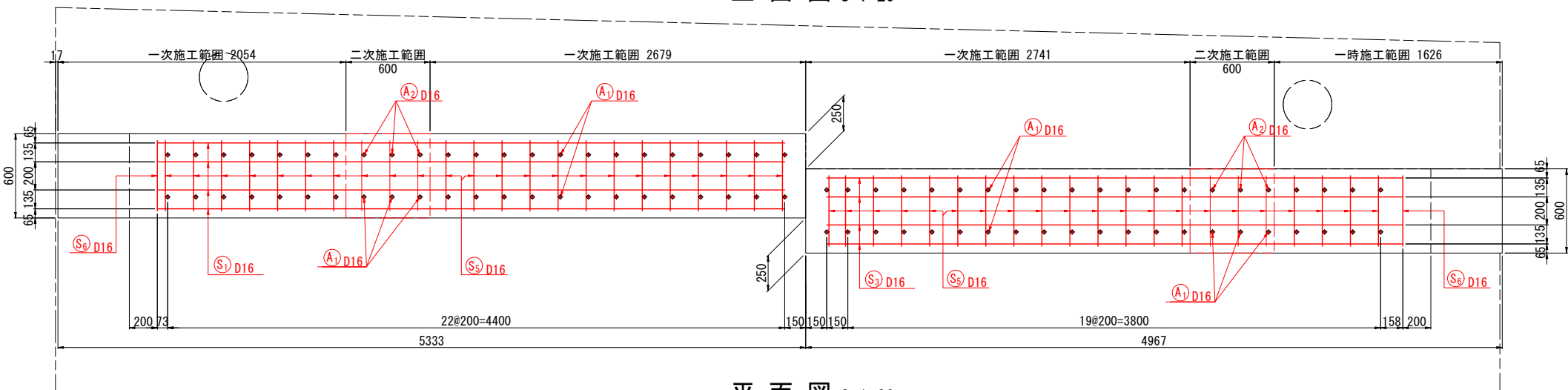
- 注記
- 本図面は、既存資料及び現地調査をもとに作成した図面である。
 - 補修工事の実施に当たり、寸法等については、詳細な現地測定を行い確認すること。
 - コンクリートの脆弱部は確実にはつり落とし、補修を行うこと。

実 施		中央橋	
令和8年度		図 番	全15 葉 9
路 線 名	市道少連寺長滝東目線		
工 事 名	市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事		
位 置	鶴岡市少連寺 地内		
中央橋 下部工補修図			
縮 尺 S=1:50		鶴 岡 市	

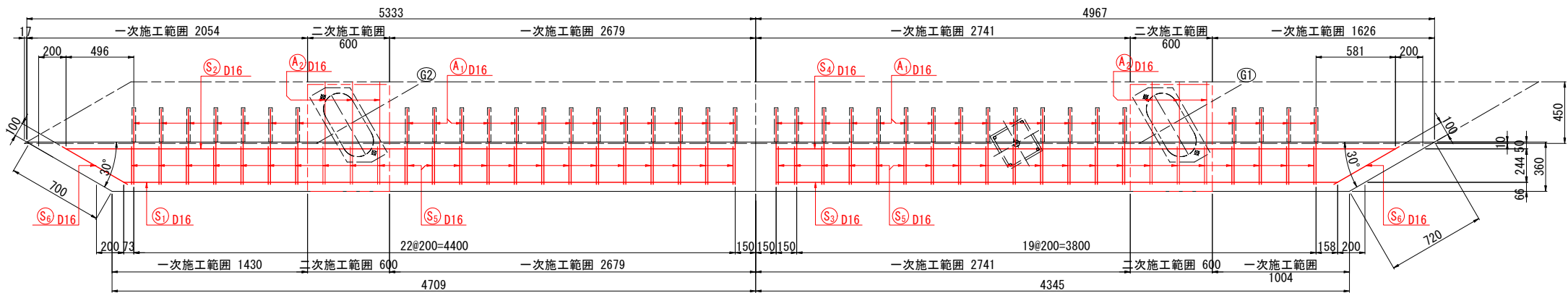
中央橋 下部縁端拡幅工（その１）

(A1橋台)

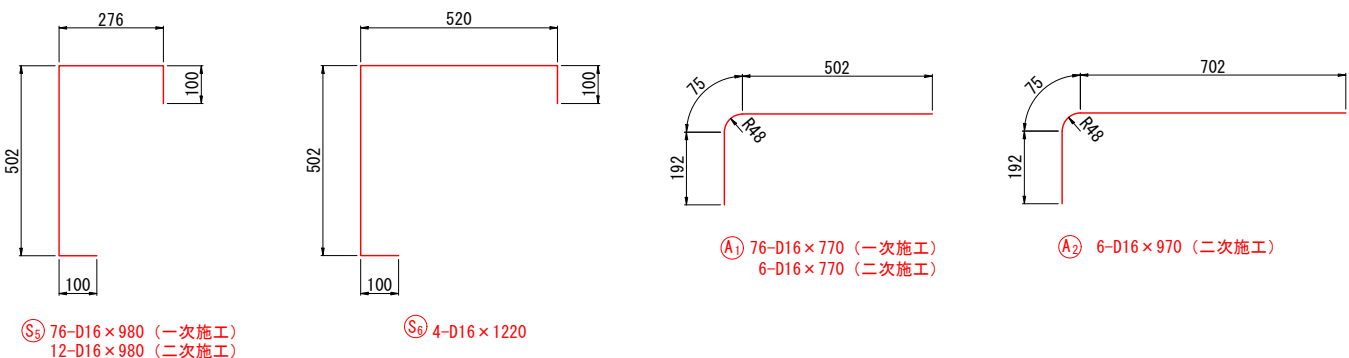
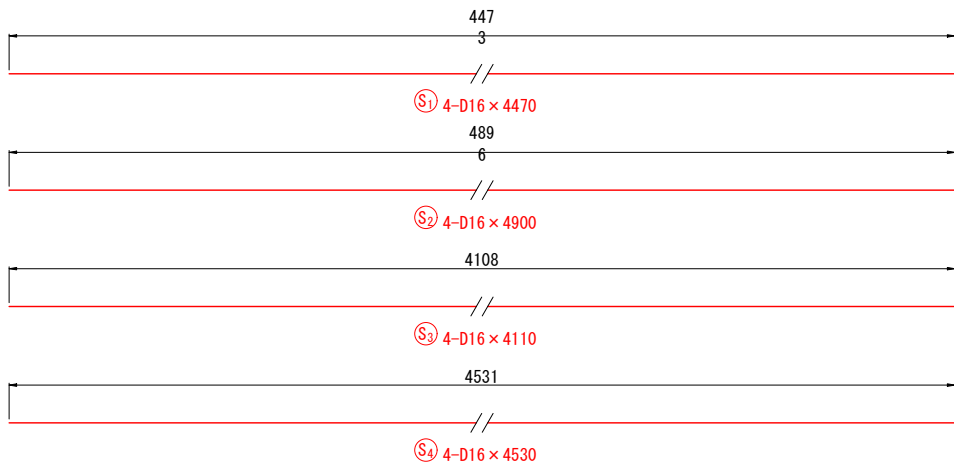
正面図 S=1:20



平面図 S=1:20



鉄筋加工図 S=1:10



鉄筋表（一次施工）

種別	材質	径	長さ	本数	単位質量	一本当り質量	質量	摘要
(S1)	SD345	D16	4470	4	1.56	6.97	28	—
(S2)	—	—	4900	4	—	7.64	31	—
(S3)	—	—	4110	4	—	6.41	26	—
(S4)	—	—	4530	4	—	7.07	28	—
(S5)	—	—	980	76	—	1.53	116	—
(S6)	—	—	1220	4	—	1.90	8	—
(A1)	—	—	770	76	—	1.20	91	—
							328	kg
							D16	328 kg

鉄筋表（二次施工）

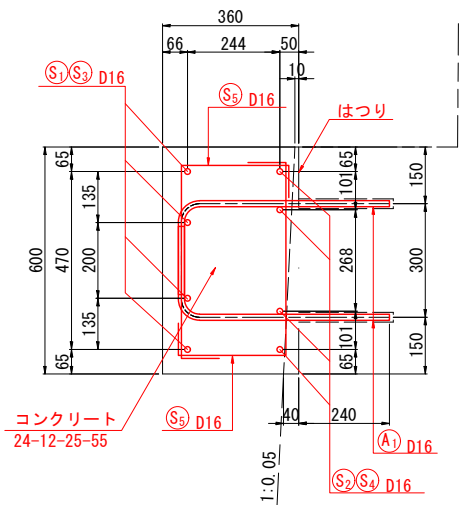
種別	材質	径	長さ	本数	単位質量	一本当り質量	質量	摘要
(S5)	SD345	D16	980	12	1.56	1.53	18	—
(A1)	—	—	770	6	—	1.20	7	—
(A2)	—	—	970	6	—	1.51	9	—
							34	kg
							D16	34 kg

注記

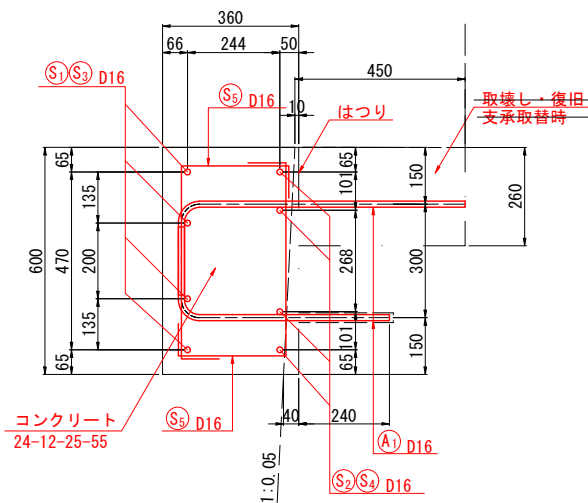
- 本図面は、既存資料及び現地調査をもとに作成した図面である。
- 補修工事の実施に当たり、寸法等については、詳細な現地測定を行い確認すること。
- アンカー用削孔の前に既設鉄筋探索を行い、アンカー位置を調整のこと。
- 現地状況によりアンカー位置を変更する場合は、協議の上変更すること。
- 場合によっては、構造計算を行うこと。
- 取り付け部のコンクリートにうきや剥離がある場合は断面修復を行った後に設置すること。
- 二次施工範囲の鉄筋は防錆処理を施すこと。

断面図 S=1:10

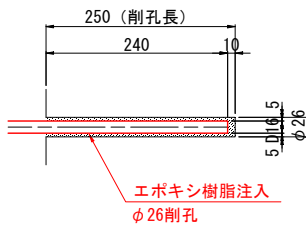
(一次施工)



(二次施工)



アンカー一部詳細 S=1:5



実施

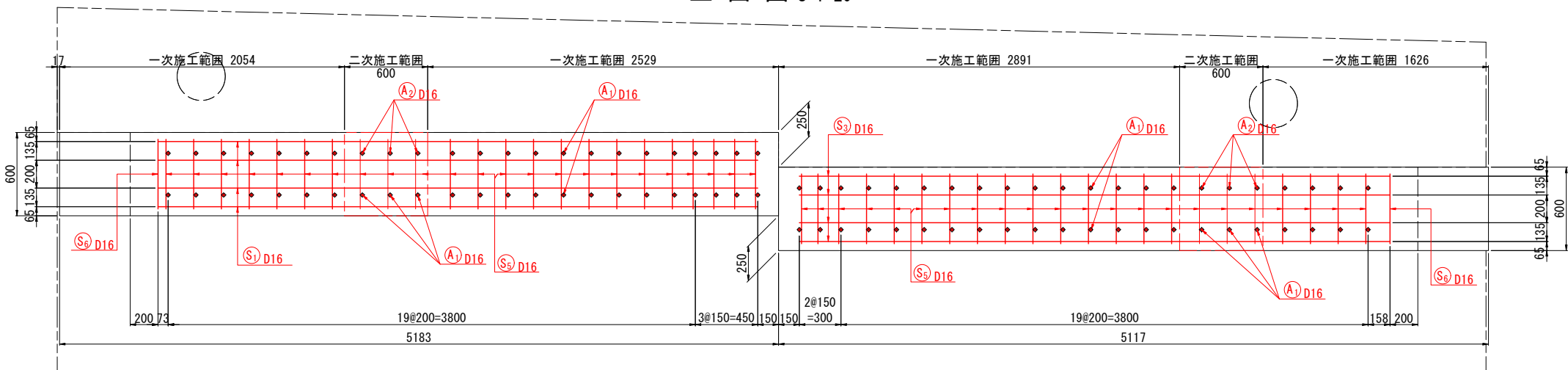
中央橋

令和8年度		図 番	全15葉 10
路 線 名	市道少連寺長滝東目線		
工 事 名	市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事		
位 置	鶴岡市少連寺 地内		
中央橋 縁端拡幅工図（その1）			
縮 尺 S=図示		鶴 岡 市	

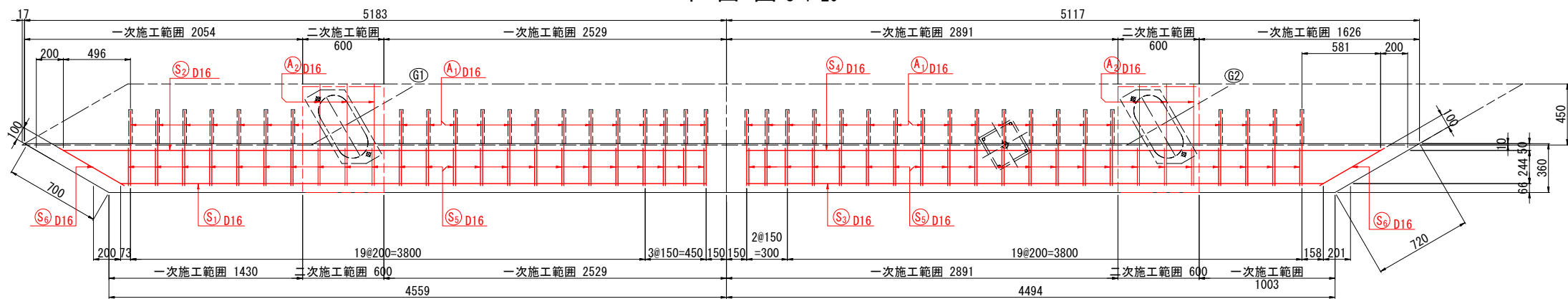
中央橋 下部縁端拡幅工図（その2）

(A2橋台)

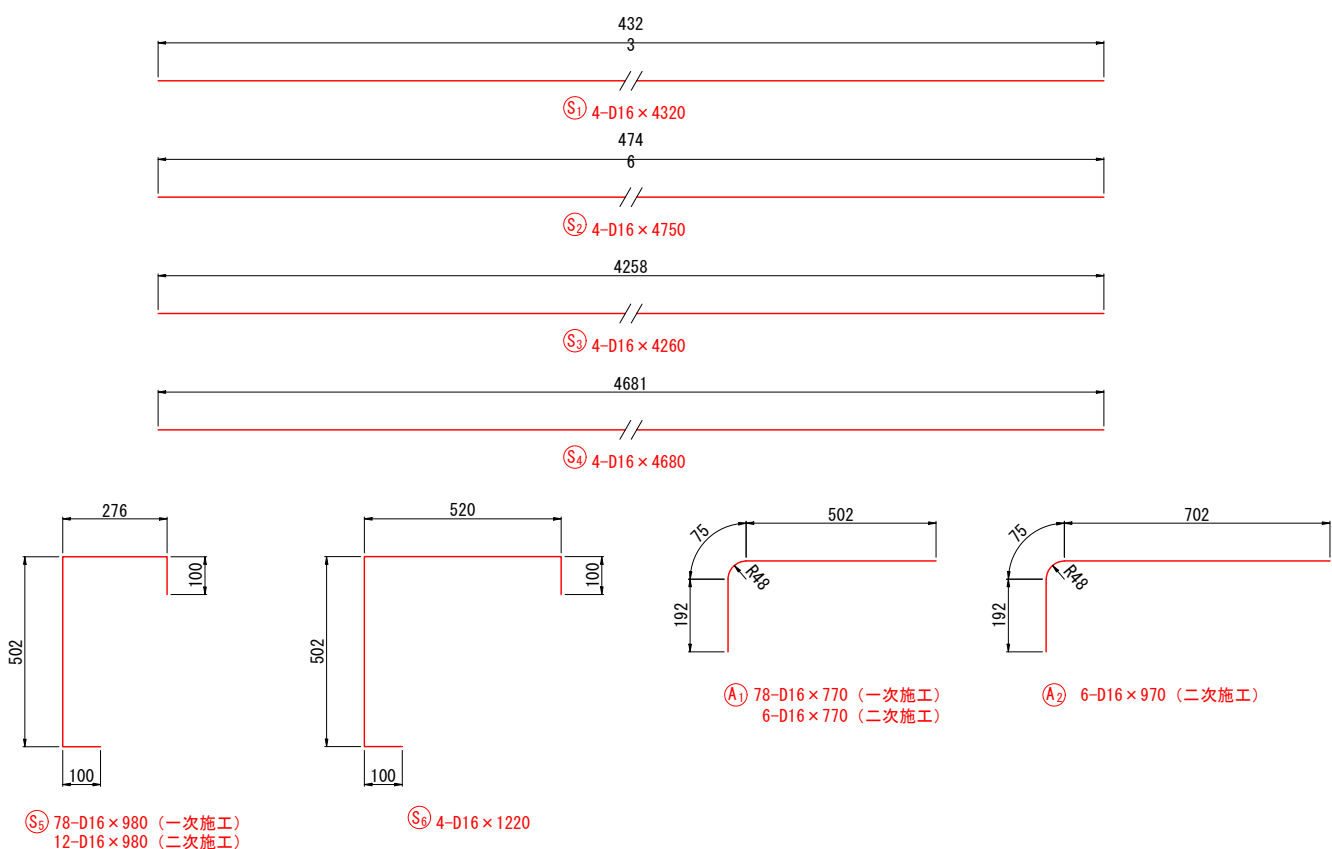
正面図 S=1:20



平面図 S=1:20



鉄筋加工図 S=1:10



鉄筋表（一次施工）

種別	材質	径	長さ	本数	単位質量	一本当り質量	質量	摘要
S1	SD345	D16	4320	4	1.56	6.74	27	
S2	"	"	4750	4	"	7.41	30	
S3	"	"	4260	4	"	6.65	27	
S4	"	"	4680	4	"	7.30	29	
S5	"	"	980	78	"	1.53	119	
S6	"	"	1220	4	"	1.90	8	
A1	"	"	770	78	"	1.20	94	
							334	kg
							D16	334 kg

鉄筋表（二次施工）

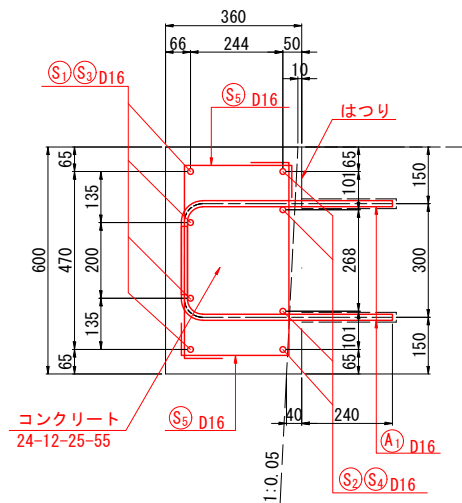
種別	材質	径	長さ	本数	単位質量	一本当り質量	質量	摘要
S5	SD345	D16	980	12	1.56	1.53	18	
A1	"	"	770	6	"	1.20	7	
A2	"	"	970	6	"	1.51	9	
							34	kg
							D16	34 kg

注記

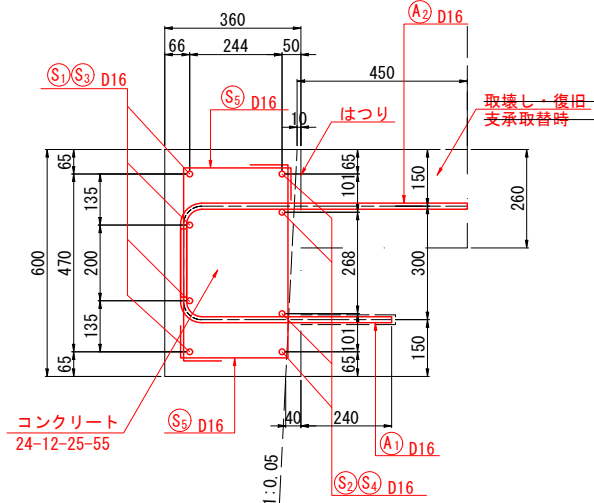
- 本図面は、既存資料及び現地調査をもとに作成した図面である。
- 補修工事の実施に当たり、寸法等については、詳細な現地測定を行い確認すること。
- アンカー用削孔の前に既設鉄筋探索を行い、アンカー位置を調整のこと。
- 現地状況によりアンカー位置を変更する場合は、協議の上変更すること。
場合によっては、構造計算を行うこと。
- 取り付け部のコンクリートにうきや剥離がある場合は断面修復を行った後に設置すること。
- 二次施工範囲の鉄筋は防錆処理を施すこと。

断面図 S=1:10

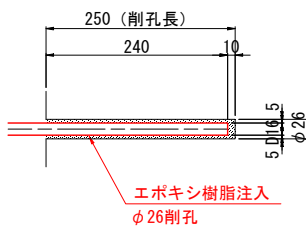
(一次施工)



(二次施工)



アンカー一部詳細 S=1:5



実施

中央橋

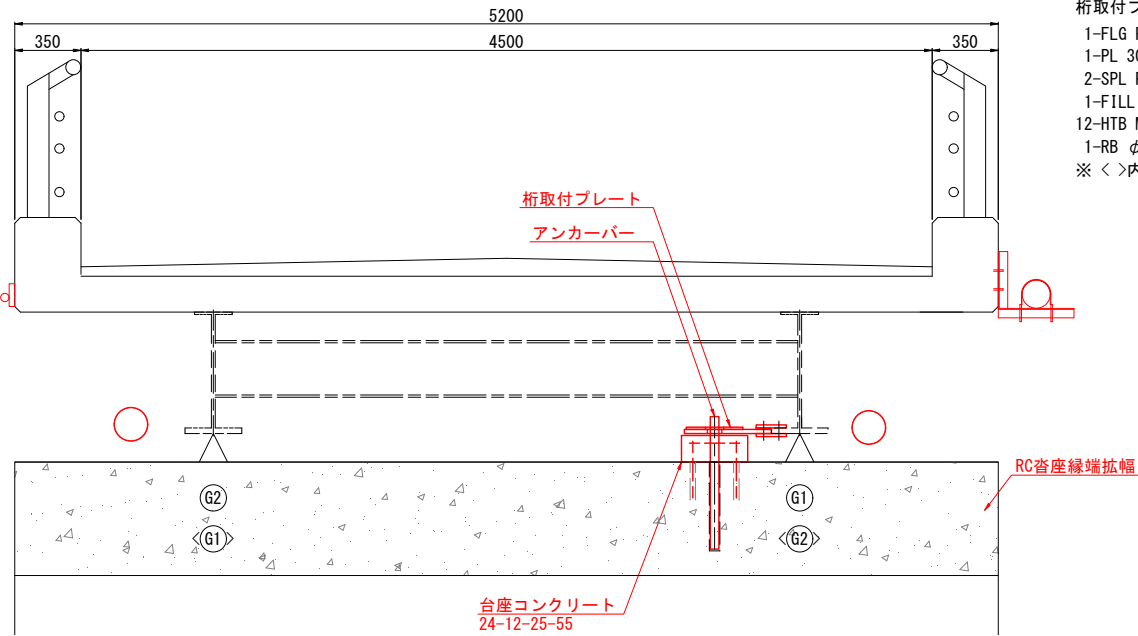
令和8年度		図番	全15葉 11
路線名	市道少連寺長滝東目線		
工事名	市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事		
位置	鶴岡市少連寺 地内		
中央橋 縁端拡幅工図（その2）			
縮尺 S=図示		鶴岡市	

中央橋 変位制限工図

横変位拘束構造

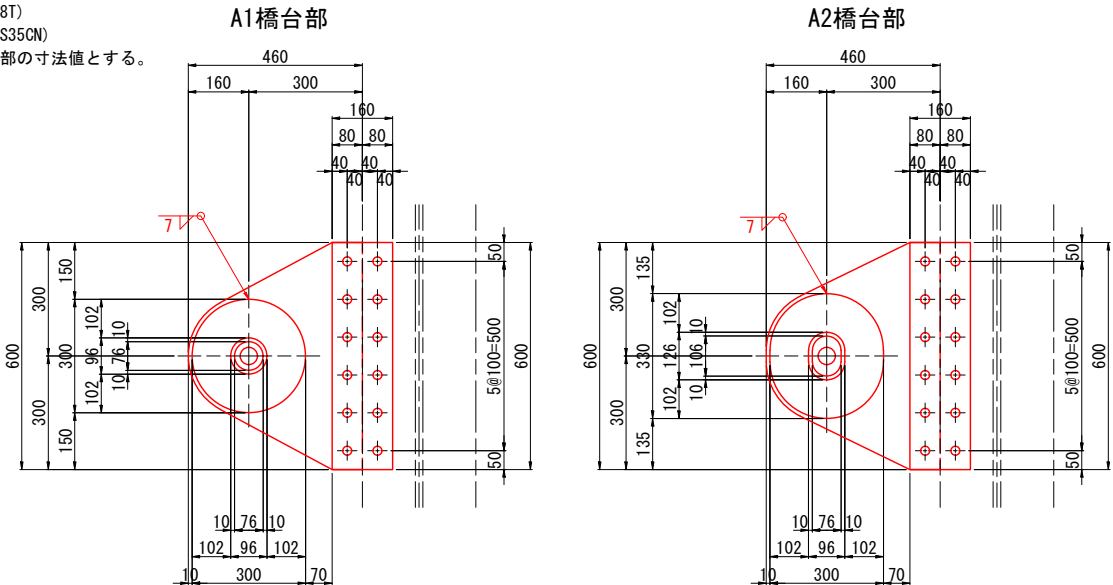
A1<A2>

断面図 S=1:20
A1<A2>



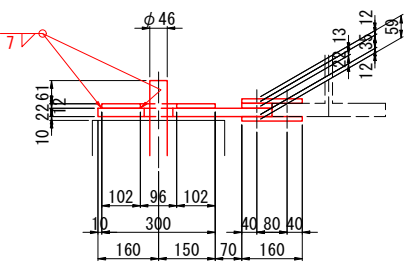
桁取付プレート数量 N=2箇所
1-FLG PL 460×22×600
1-PL 300×12×300<330>
2-SPL PL 160×12×600 (SS400)
1-FILL PL 80×13×600 (SS400)
12-HTB M22×95 (F8T)
1-RB φ46×700 (S35CN)
※ < >内はA2橋台部の寸法値とする。

平面図

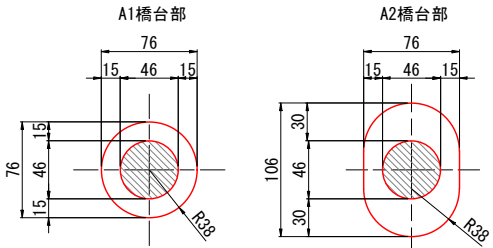


桁取付プレート詳細図 S=1:10

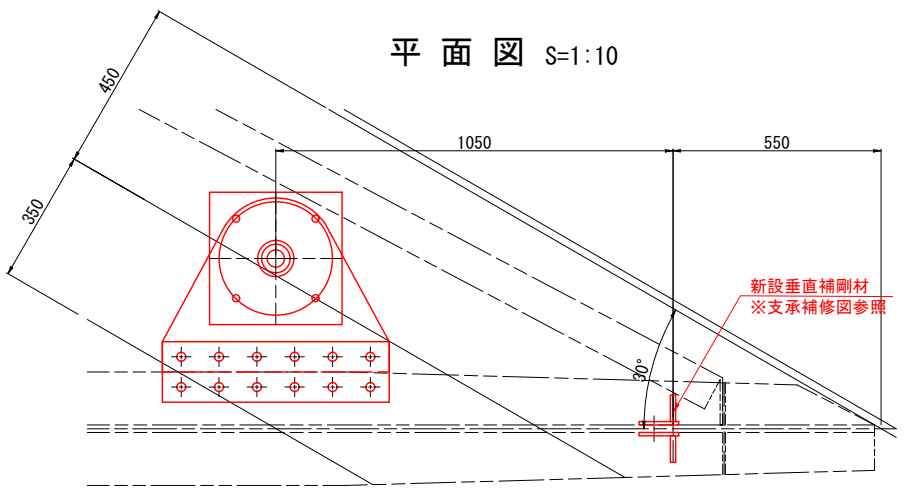
正面図



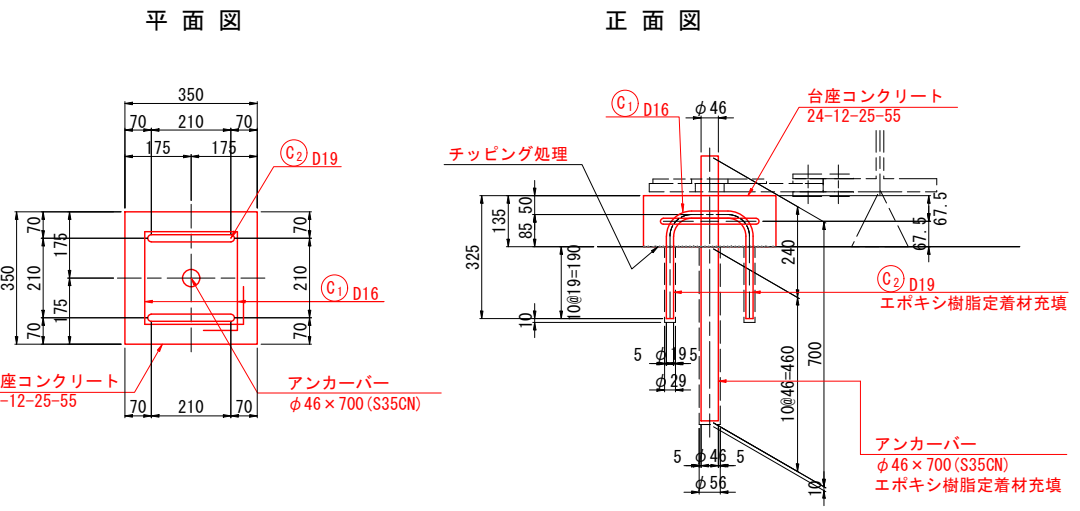
桁取付プレート孔詳細図 S=1:3



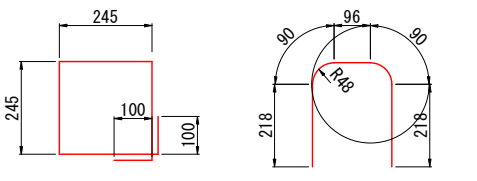
平面図 S=1:10



コンクリート台座詳細図 S=1:10

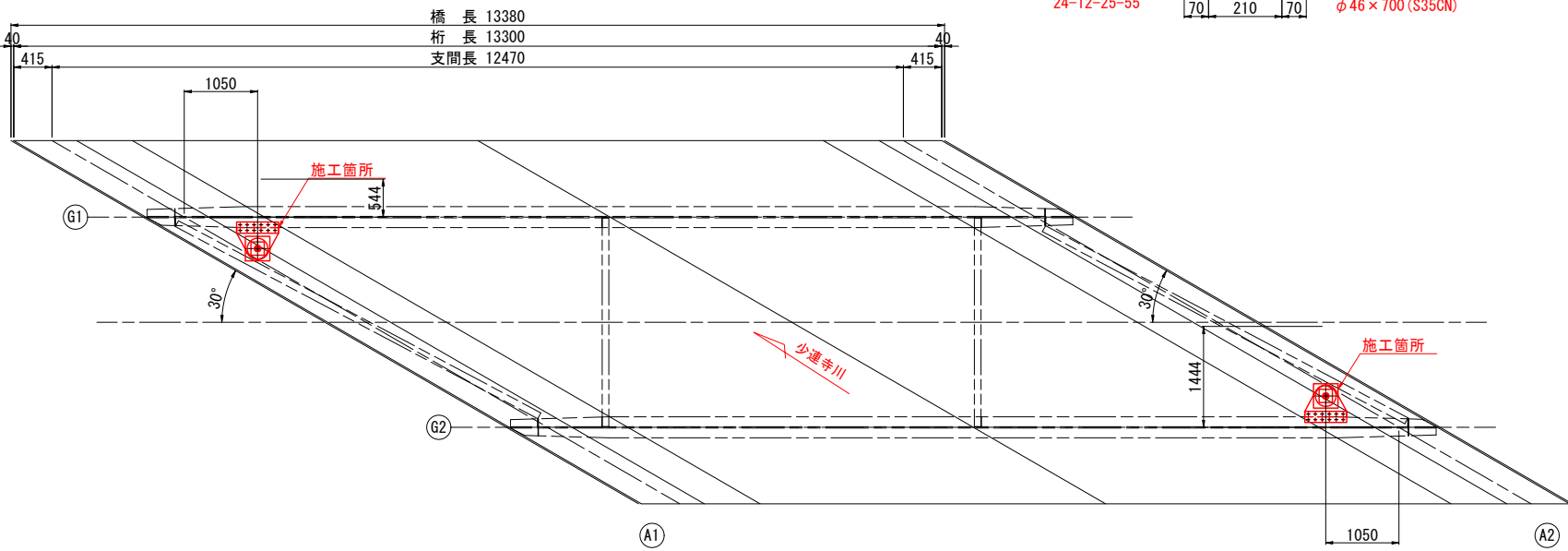


鉄筋加工図 S=1:10



① 1-D16×1180 (SD345) ② 2-D19×710 (SD345)

位置図 S=1:50



鉄筋表

記号	径	長さ	本数	単位重量	1本当り重量	重量	形状
C1	D16	1180	1	1.56	1.841	2	□
C2	D19	710	2	2.25	1.598	3	□
				1箇所当り	D19	3 kg	
					D16	2 kg	
					合計	5 kg	
				全箇所	D19	6 kg	
					D16	4 kg	
					合計	10 kg	

注記

- 本図面は、既存資料及び現地調査をもとに作成した図面である。
- 補修工事の実施に当たり、寸法等については、詳細な現地測定を行い確認すること。
- アンカー削孔時、既設鉄筋に当たる場合等、設計図とアンカー位置を変更する場合は、発注者と協議の上変更すること。場合によっては、構造計算を行うこと。
- 部材は、全て溶融亜鉛めっきとする。付着量は、JIS H 8641 HDZ55とする。尚、ボルト・ナット及び板厚3.2mm未満の鋼材は、JIS H 8641 HDZ35とする。
- 新設部材の摩擦接合面はりん酸亜鉛処理を施し、既設部は素地調整を施すこと。
- 台座コンクリートは寸法を調整のうえ現場打付けとする。
- 特記なき材質はSM400Aとする。
- φ印はHTB (F8T) を示す。孔径はφ24.5とする。
- HTBは上側で締め付けること。

実施

令和8年度		図番	全15葉 12
路線名		市道少連寺長滝東目線	
工事名		市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事	
位置		鶴岡市少連寺 地内	
中央橋 変位制限工図			
縮尺 S=図示		鶴岡市	

中央橋 取付舗装工

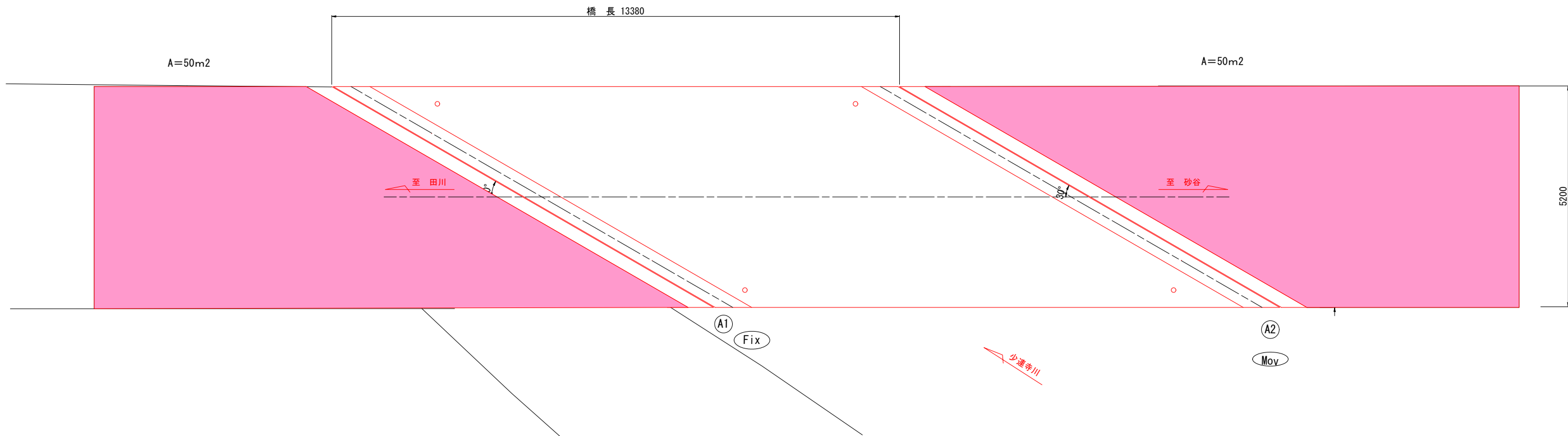
平面図
S=1:50

凡例



舗装版取壊し・舗装復旧範囲

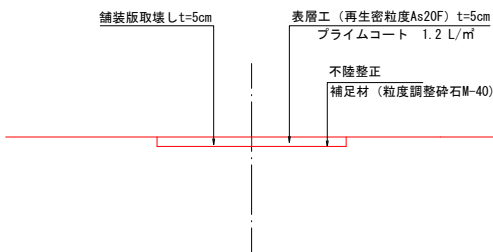
※ 面積はCAD内で計算している



断面図
S=1:20

舗装版取壊し

舗装復旧



特記事項

- 設計図面の寸法は、橋梁台帳、設計図、現地踏査時の基本寸法測定結果に基づくものである。
- 補修工事に当り、寸法等は再度現地検測を行って確認し決定すること。

実施

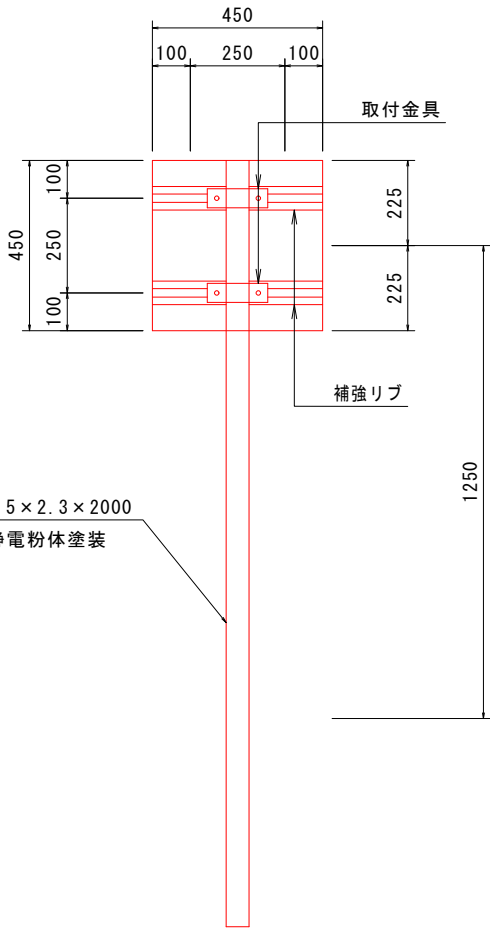
中央橋

令和8年度	図番	全15葉 14
路線名又は河川名	市道少連寺長滝東目線	
工事名	市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事	
位置	鶴岡市少連寺 地内	
取付舗装図		1 葉 1
縮尺 図示	鶴岡市	

橋梁附属物工
(河川占用許可標識)

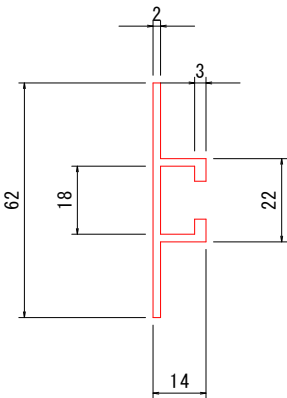
占用許可標識取付図

S=1:10



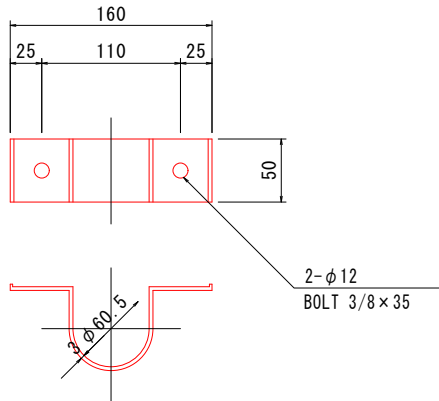
平リブ断面図

S=1:1



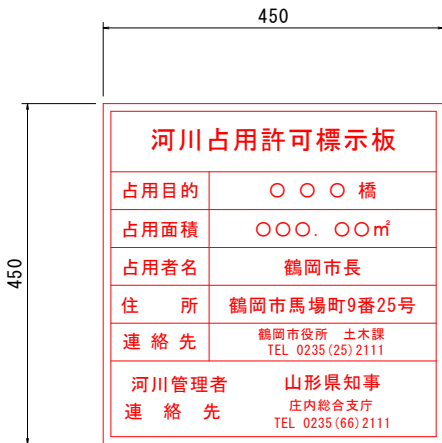
取付金具詳細図

S=1:3



占用許可標識

S=1:5



※ 7L2.0t 補強リブ付
A5052 H34 (JIS-H-4000)
6063S T5 (JIS-H-4000)

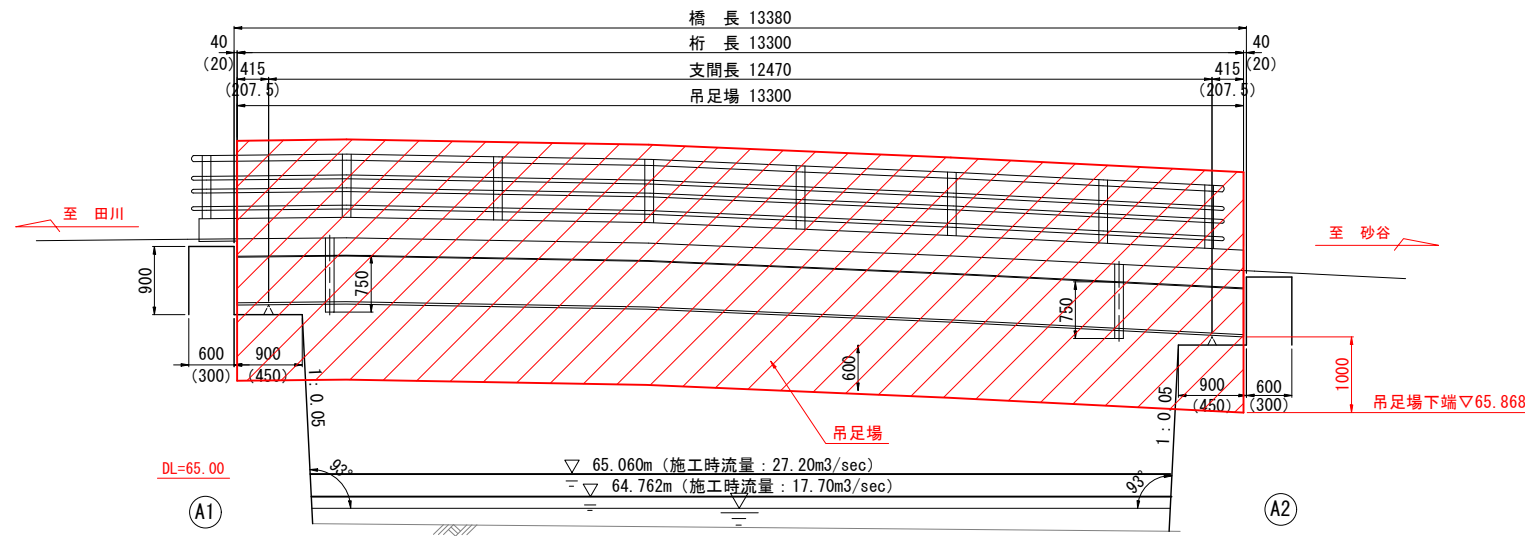
実 施

中央橋

令和8年度		図 番	全15 葉 15
路線名又は河川名		市道少連寺長滝東目線	
工 事 名		市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事	
位 置		鶴岡市少連寺 地内	
河川占用許可標識		1 葉 1	
縮 尺		鶴 岡 市	

中央橋 橋梁吊足場（参考図）

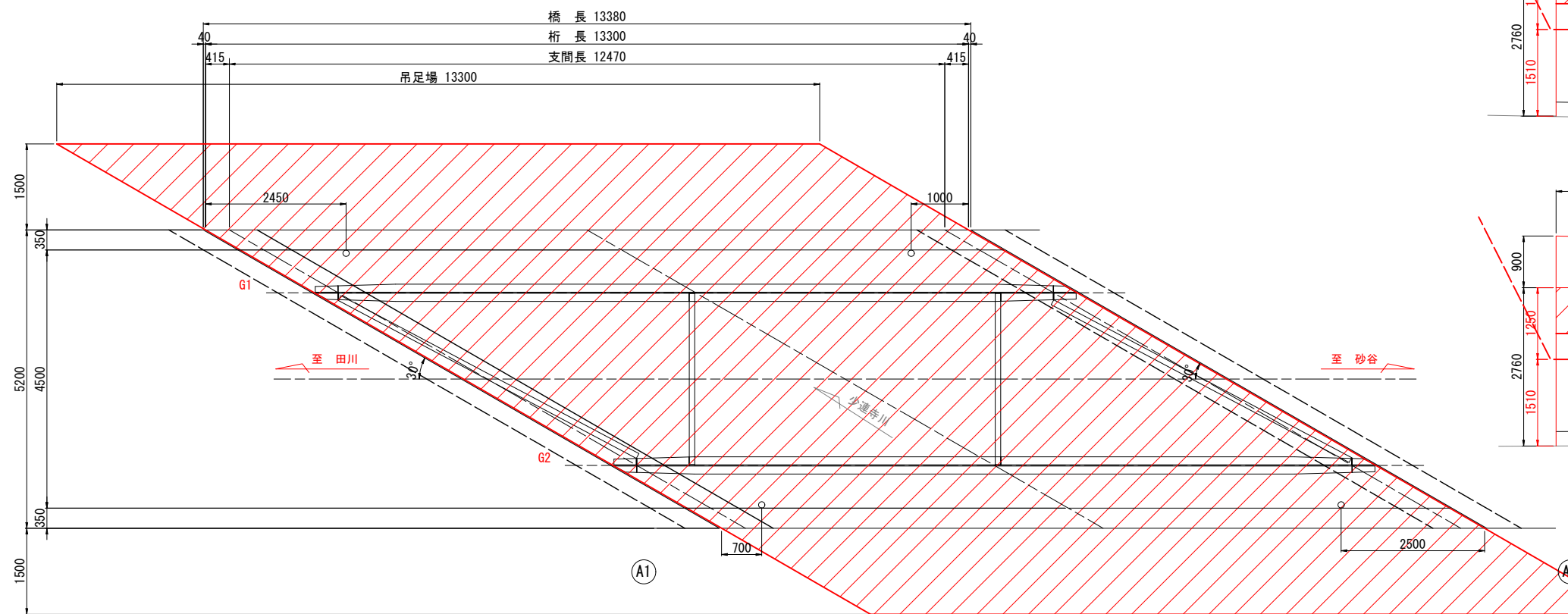
側 面 図 S=1:50



 : 塗装用吊足場

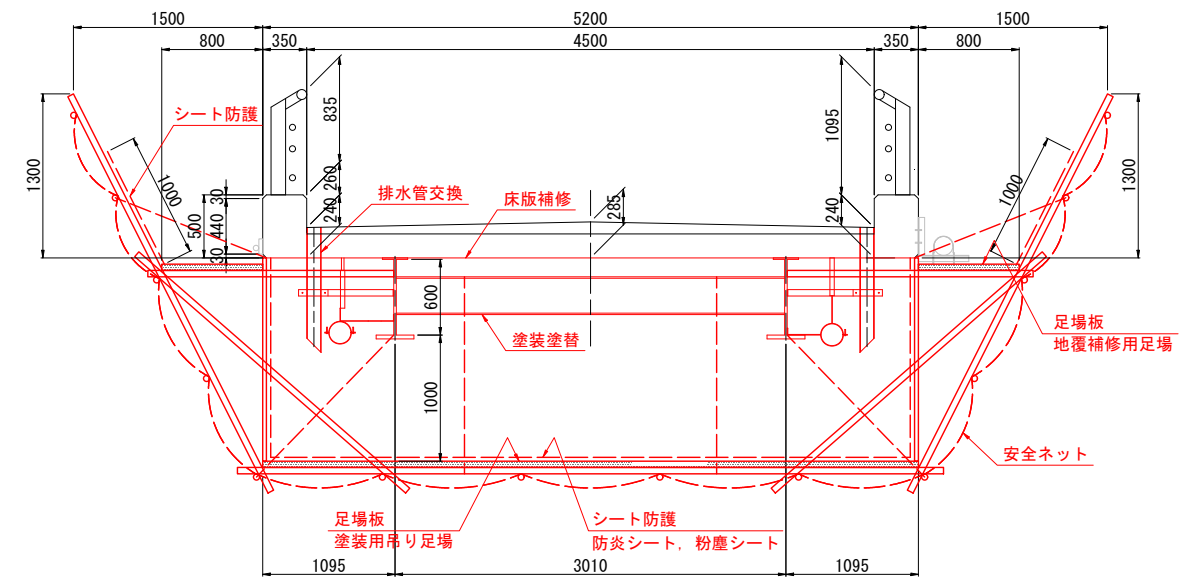
※ 下段カッコ内は橋台に直角寸法を示す。

平面图 S=1:50

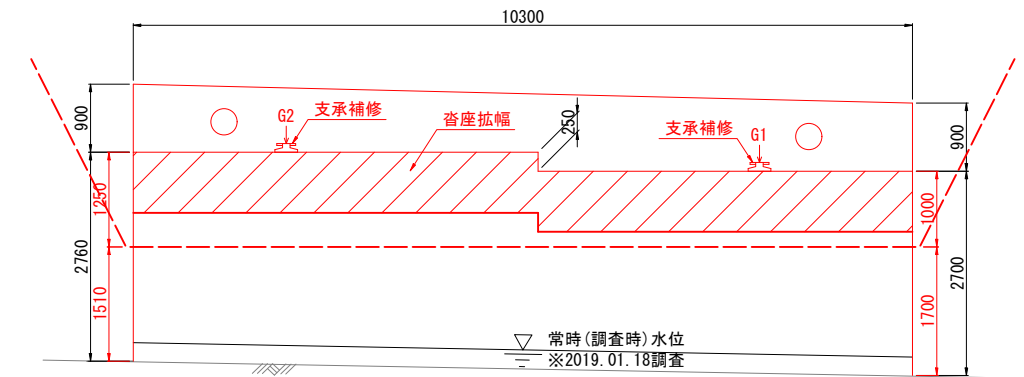


 : 塗装用吊足場

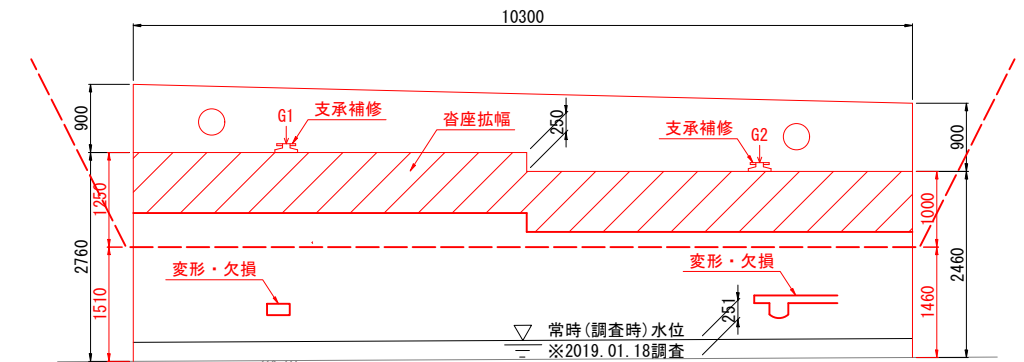
断面図 S=1:30



A1橋台正面図 S=1:50



A2橋台正面図 S=1:50



实施 (参考 図)

令和8年度	図 番	全 1 葉 1
路 線 名	市道少連寺長滝東目線	
工 事 名	市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事	
位 置	鶴岡市少連寺 地内	
中央橋 橋梁吊足場（参考図）		
縮 尺 S=図示	鶴 岡 市	

注記

1. 本図面は、既存資料及び現地調査をもとに作成した図面である。
2. 補修工事の実施に当り、寸法等については、詳細な現地測定を行い確認すること。

数量総括表（中央橋補修工事）

上段：当初
下段：変更

工 種	種 別	規 格	単位	計算数量	設計数量	摘 要
橋梁上部補修工						
支承補修工						
	支承防錆（金属溶射）	反力40 t	基	4.0	4	
	素地調整	1種	m2	0.6	1	
	沓座モルタル補修	無収縮モルタル （型枠含む）	m3	0.03	0.03	
床版補修工						
	床版断面補修工（左官工法）	鉄筋ケレン・防錆処理を含む 無収縮リマーセメントモルタル	構造物	1	1	床版0.11m3（1構造物 0.1m3以上） 補修材収率0.11×1.18=0.13
	コンクリート殻運搬処分	無筋Co	m3	0.11	0.2	
	ひび割れ注入工	低圧注入工法	構造物	1	1	注入量0.3kg（1構造物 25m未満） 補修材収率0.3×1.37=0.411
地覆補修工						
	水切り設置	（水切りアイドリップ相当品）	m	26.6	27	
	表面含浸材	（簡易清掃）	m2	30.4	30	
	表面含浸材	（下地処理）	m2	30.4	30	
	含浸材塗布	（浸透性エチルシラン系）	m2	30.4	30	
橋梁付属物補修工						
排水管交換						
	排水管設置	塩ビ管 VP125	箇所	4.00	4	排水管設置4.8mあたり 1.2m×4箇所=4.8m
	既設排水管撤去	SGP100A L=1000	m	2.40	2.4	0.6m×4箇所 切断・撤去0.6m/本
	処分費（運搬・処分）	スクラップ	t	0.029	0.03	
伸縮装置補修工						
	伸縮装置止水材設置	遊間用止水材 メジエイドMA20 （非排水化）	m	18.5	19	NETIS登録HR-240001-A
現場塗装工						
橋梁塗装工						
	清掃・水洗い		m2	71.2	71	
	素地調整	1種ケレン 循環式ブラスト工法	m2	71.2	71	
	廃材の回収積込		m2	71.2	71	
	鋼材角部曲面仕上げ	R=2mm以上	m	106.4	106	
	防食下地	有機ジンクリッチペイント 600g/㎡ 1回	m2	71.2	71	
	下塗	弱溶剤形変形エポキシ樹脂塗料下塗 240g/㎡ 2回	m2	71.2	71	
	中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 170g/㎡ 1回 淡彩 グレー・ジュ	m2	71.2	71	

上 段 : 当 初
下 段 : 変 更

工 種	種 別	規 格	単位	計算数量	設計数量	摘 要
	上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 140g/㎡ 1回 淡彩 グレーベージュ	m2	71.2	71	
	廃棄物運搬・処理	(鉛含有)	式	1	1	参考重量 (昨年度実績:200kg)
	廃棄物処分費	産業廃棄物税相当額	式	1	1	〃
橋梁下部補修工						
下部工補修工						
	断面補修工 (左官工法)	鉄筋ケレン・防錆処理を含む 無収縮ホリマーセメントモルタル	構造物	1	1	橋台0.03m3 (1構造物 0.1m3以上) 補修材ロス率0.03×1.18=0.035
	コンクリート殻運搬処分	無筋Co	m3	0.03	0.1	
	ひび割れ注入工	低圧注入工法	構造物	1	1	注入量0.1kg (1構造物 25m未満) 補修材ロス率0.1×1.37=0.137
下部工縁端拡幅						
	チッピング	厚2cm以下	㎡	15.5	16.0	0.31÷0.02=15.5
	コンクリート削孔	φ26×250	孔	172	172	154+18=172
	コンクリートアンカー	D16	本	172	172	
	注入材	エポキシ樹脂	kg	19.7	20	(15+2)×1.16=19.7 ロス率0.16
	鉄筋	D16	t	0.730	0.730	662+68=730kg
	型枠		㎡	21.5	22	19.3+2.2=21.5
	コンクリート	24-12-25 W/C≤55	m3	4.3	4	3.73+0.52=4.25
	支保工		空m3	2.7	3	2.5+0.2=2.7
	コンクリート殻運搬処分	無筋Co	m3	0.34	0.3	0.33+0.01=0.34
コンクリート塗装 (橋台)						
	洗浄工		m2	71.3	71	
	下地処理	屋・制約なし	m2	71.3	71	
	下部工塗装 (含浸材塗布) (耐久性向上)	(浸透性エチルシラン系)	m2	71.3	71	
下部工変位制限						
	拘束装置	鋼材 (亜鉛メッキ HDZ55)	基	2	2	
	ボルト	F8T M22	組	24	24	
	現場孔明	φ24.5	孔	12	12	
	コンクリートチッピング		㎡	0.30	0.3	
	コンクリート削工	φ56×470	孔	2	2	
	〃	φ29×200	孔	8	8	

工 種	種 別	規 格	単位	計算数量	設計数量	摘 要
	アンカー	φ 46	本	2	2	
	"	D19	本	8	8	
	注入材	エポキシ樹脂 アンカー用	kg	2.3	2.3	2×1.16=2.32
	鉄筋	D19	t	0.006	0.006	ロス率0.16
	"	D16	t	0.004	0.004	0.01
	型枠	一般構造物	m ²	0.40	1.0	
	コンクリート	24-12-25 W/C≤55 小型構造物	m ³	0.03	0.10	
橋梁舗装工						
橋面防水工						
	塗布面洗浄工	簡易清掃	m ²	59.9	60	
	塗布面処理工	下地処理	m ²	59.9	60	
	橋面防水工	浸透防水型薄層表面処理工 パッチャー	m ²	59.9	60	
取付舗装工						
	舗装版切断	As舗装版 t=5cm	m	10.4	10	
	舗装版破砕工	As舗装版 t=5cm	m ²	100.0	100	
	不陸整正（補足材あり）	粒度調整砕石 M-40 t=20mm	m ²	100.0	100	
	再生アスファルト舗装工 （車道・表層）	再生密粒度As20F t=5cm 小規模施工 (W<1.4m)	m ²	100.0	100	
	殻運搬・処分費	アスファルト殻	m ³	5.0	5	
	泥水処理	濁水運搬・処理	m ³	0.1	1	
橋梁附属物工						
橋梁附属物工						
	橋梁用補修歴板	W400×H300×t3mm ステンレス製プリント	枚	1	1	
	河川占用許可標識	板寸法W450×H450 標識板 （取付金具含む）	枚	1	1	
仮設工						
橋梁足場工						
	吊足場工	桁高 h < 1.5m タイプA1	m ²	69.20	69	
	床面シート張防護		m ²	69.20	69	
	朝顔	（板張＋シート防護）	m ²	69.20	69	
	養生シート	（ブラスト用）	m ²	69.20	69	

上 段 : 当 初
下 段 : 变 更

[illegible]

見 積 参 考 資 料

工 事 名 市道少連寺長滝東目線中央橋補修工事

- 1) この「見積参考資料」は、対象工事の現場条件等を考慮し標準的な施工内容等を参考に示した資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工方法、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
- 2) この「見積参考資料」の有効期間は、この工事の入札日までとする。
- 3) 原則として、各種補正や単価等の金額に関する質問には回答できません。

鶴岡市建設部土木課

第 1号		1基当たり					単価表
支承金属溶射工 プラスト法 注入有 屋間 線・支承板 30 t 超150t以下 制約無							
明細書	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
支承金属溶射工 プラスト法 注入有 屋間	線・支承板 1500 制約無	基	1				
休日補正（月単位）	☆週休日補正（月単位）0.04（※シ ステム非対応のため手入力）	式	1				
計							

第 3号		沓座モルタル補修 無収縮モルタル					0.03m ³ 当たり	単価表
明 細 書	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
土木一般世話役		人	0.5					
特殊作業員		人	1.5					
普通作業員		人	1					
沓座モルタル	無収縮モルタル	m ³	0.03			第 4号単価表		
諸雑費	労務費×6%	式	1					
計								
1 m ³ 当たり								

[illegible]

第 5号		断面修復工(左官工法)					1構造物当たり	単価表
鉄筋ㄥ・鉄筋防錆処理有、修復延べ体積V=0.11m³								
明 細 書		規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役				人	3.08			
特殊作業員				人	5.83			
普通作業員				人	3.08			
断面修復材				m³	0.13			
諸雑費				式	1			
計								

第 6号		1m ³ 当たり					単価表
運搬処分費							
明 細 書	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
殻運搬	コンクリート(無筋)構造物ととりこわし、機械積込、無し、8.0km以下	m ³	1				
	殻発生作業:コンクリート(無筋)構造物ととりこわし 積込工法区分:機械積込 DID区間の有無:無し						
	運搬距離:8.0km以下						
コンクリート塊処分費	無筋(田川砂利工業)	m ³	1				
計							

第 7号		ひび割れ補修工(低圧注入工法)					1構造物当たり	単価表						
明	細	書	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
土木一般世話役					人		1.5							
特殊作業員					人		2.4							
普通作業員					人		1.8							
注入材			エポキシ樹脂 ジョリシールJB-3		kg		0.411							
シール材			エポキシ樹脂 ジョリシールJB-2		kg		0.411							
低圧注入器具			シリンダー		個		9							
諸雑費					式		1							
計														

第 9号		水切り設置					1m当たり	単価表
水切り材設置								
明細書	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
取付費	労務費（見積り）	m				第 1号単価表		
材料費	水切材（軟質PVC）接着剤含む	m	1					
計								

[illegible]

第 11号		塗布面処理工 下地処理					10㎡当たり	単価表
明 細 書	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
表面含浸工 昼間 制約なし	下地処理 高所作業車なし	㎡	10					
週休2日補正	補正係数 1. 0 2 (月単位)	式	1					
計								
1 ㎡当たり								

第 12号		含浸材塗布					1㎡当たり	単価表						
		浸透性エチルシラン系												
明	細	書	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
含浸材塗布（施工費）			浸透性エチルシラン系		㎡		1							
含浸材			浸透性エチルシラン系（平均使用量0.16kg/㎡）		kg		0.16							
計														

第 13号		排水管設置 VP125					4箇所当たり	単価表
明 細 書	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
排水管設置	足場の有無:有り	m	8					
硬質塩化ビニル管	φ125 VP一般管 JISK6741	m	8					
VP125用 エルボ	90°	個	8					
上段支持金具	SUS304	t	0.034			第 14号単価表		
ボルト	SUS304 M12-40	本	32					
ナット	SUS304 M12	個	32					
座金	SUS304 M12	枚	32					
計								
1箇所当たり								

第 15号

1式当たり

单価表

製作直接勞務費

付属物製作のみ

[illegible]

第 16号		排水管撤去 SGP（鋼管）					10m当たり	単価表
明 細 書	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
土木一般世話役		人	0.3					
特殊作業員		人	0.8					
普通作業員		人	0.5					
トラックレン 油圧伸縮ジブ型		供/日	0.5					
諸雑費	労務費×1%	式	1					
計								
1 m当たり								

第 18号				10m当たり		単価表
伸縮装置止水材設置 遊間用止水材 NETIS登録HR-240001-A						
明細書	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.5			
普通作業員		人	1			
諸雑費	労務費の5%	式	1			
材料費 NETIS登録HR-240001-A	メジエイドMA20	m	10			
計						
1 m当たり						

[illegible]

第 20号		1,000㎡当たり					単価表
橋梁塗装工 素地調整							
循環式ブラスト工法参考（見積り）							
明 細 書	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
橋りょう世話役		人	14.7				
橋りょう塗装工		人	117.6				
機械経費		式	1			第 21号単価表	
材料費		式	1			第 22号単価表	
諸雑費	労務費 × 5 %	式	1				
施工規模補正 補正係数1.5	施工規模50以上100㎡未満 補正率50 %	式	1				
計							
1 ㎡当たり							

第 21号				1式当たり		単価表
機械経費						
明細書	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
循環式プラスチック賃料	2ノズルタイプ 37kw	台/日	14.7			
プラスチック・プラスチック賃料		台/日	14.7			
循環式プラスチック整備料	※低濃度PCB・鉛特別整備費	台/日	14.7			
空気圧縮機 可搬式 E駆動 スクリュー型(超低騒) 排対型(2次基準)		供/日	14.7			
発電発電機 ディーゼルエンジン駆動(超低騒音型) 排対型(2次)		供/日	14.7			
トラック 普通型		供/日	29.4			
計						

第 22号				1式当たり			単価表
材料費							
明細書	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
研削材賃料	スチール [△] リット [△]		1,000				
燃料費 軽油	空気圧縮機 発電機	日	14.7			第 23号単価表	
計							

第 23号

1日当たり

単価表

燃料費 軽油

空気圧縮機 発電機

明 細 書	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽 油	1.2号	ℓ	288			
計						

第 24号

1m²当たり

单価表

橋梁塗装工 塗替塗装 昼間

研削材及びケレンかす回収・積込工 制約無

[illegible]

第 26号

1m²当たり

单価表

橋梁塗装工 塗替塗装 防食下地 昼間

有機ジンクリッチペイント スプレー 制約無

[illegible]

第 27号

1m²当たり

単価表

橋梁塗装工 塗替塗装 下塗り塗装 昼間

弱溶剤形変性珪酸樹脂塗料 スプレー2層 制約無

明 細 書	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋梁塗装工 塗替塗装 昼間 下塗	弱溶剤形変性珪酸樹脂 スプレー 2層 制約無	m ²	1			
計						

第 28号

1㎡当たり

単価表

橋梁塗装工 塗替塗装 中塗り塗装 屋間

弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 スプレー 淡彩 制約無

明細書	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁塗装工 塗替塗装 屋間 中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂 スプレー 淡彩 制約無	㎡	1			
計						

第 29号

1㎡当たり

単価表

橋梁塗装工 塗替塗装 上塗り塗装 昼間

弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 スプレー 淡彩制約無 (グレーベージュ)

明細書	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁塗装工 塗替塗装 昼間 上塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 スプレー 淡彩 制約無	㎡	1			
計						

第 30号				1式当たり			単価表
廃棄物運搬・処分費							
鉛含有							
明細書	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬費		台／日	1				
処分費	鉛含有	k g	200				
計							

第 31号

1式当たり

单価表

廃棄物処分費

産業廃棄物税相当額

[illegible]

第 32号

1構造物当たり

単価表

断面修復工(左官工法)

鉄筋ケリ・鉄筋防錆処理有、修復延べ体積 $V=0.03\text{m}^3$

明細書	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.84			
特殊作業員		人	1.59			
普通作業員		人	0.84			
断面修復材		m^3	0.035			
諸雑費		式	1			
計						

第 33号		運搬処分費					1m ³ 当たり	単価表						
明	細	書	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
殻運搬			コンクリート(無筋)構造物とりこわし、機械積込、無し、8.0km以下		m ³		1							
			殻発生作業:コンクリート(無筋)構造物とりこわし 積込工法区分:機械積込 DID区間の有無:無し											
			運搬距離:8.0km以下											
コンクリート塊処分費			無筋(田川砂利工業)		m ³		1							
計														

第 34号		ひび割れ補修工(低圧注入工法)					1構造物当たり	単価表						
明	細	書	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
土木一般世話役					人		1.5							
特殊作業員					人		2.4							
普通作業員					人		1.8							
注入材			エポキシ樹脂 ジョリシールJB-3		kg		0.137							
シール材			エポキシ樹脂 ジョリシールJB-2		kg		0.137							
低圧注入器具			シリンダー		本		3							
諸雑費			労務費×6%		式		1							
計														

第 35号		パイプサポ-ト支保工(小規模)					10空m ³ 当たり	単価表
		支保耐力≦40kN/m ² C o 厚≦120cm						
明 細 書	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
土木一般世話役		人	0.29					
型わく工		人	0.53					
とび工		人	0.25					
普通作業員		人	0.57					
諸雑費		式	1					
計								
1 空m ³ 当たり								

第 36号		Co殻運搬・処分費					1m ³ 当たり	単価表
明 細 書		規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
殻運搬		コンクリート(無筋)構造物とりこわし、機械積込、無し、8.0km以下	m ³	1				
		殻発生作業:コンクリート(無筋)構造物とりこわし 積込工法区分:機械積込 DID区間の有無:無し						
		運搬距離:8.0km以下						
コンクリート塊処分費		無筋(田川砂利工業)	m ³	1				
計								

第 37号

1m²当たり

单価表

簡易清掃

昼、制約なし、高所作業車なし

[illegible]

第 38号		1㎡当たり					単価表
下地処理							
昼、制約なし、高所作業車なし							
明 細 書	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
下地処理	昼、制約なし、高所作業車なし	㎡	1				
週休日補正	☆週休日補正（月単位）0.04（※システム非対応のため手入力）	式	1				
計							

第 39号

1m²当たり

单価表

下部工塗装（含浸材塗布）

浸透性エチルシラン系 昼、制約なし、高所作業車なし

[illegible]

第 40号 拘束装置				2基当たり		単価表
明 細 書	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋りょう世話役		人	0.9			
橋りょう特殊工		人	3.6			
普通作業員		人	1.8			
製作直接労務費	付属物製作のみ	式	1			第 41号単価表
ステンレス板	SUS 304 t=1	t	0.177			
諸雑費	労務費の32%	式	1			
計						
1基当たり						

第 42号

1 t 当たり

单価表

鉄筋工

一般構造物 D16～D19

[illegible]

[illegible]

第 44号		塗布面処理工 下地処理					10㎡当たり	単価表
明 細 書	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
表面含浸工 昼間 制約なし	下地処理 高所作業車なし	㎡	10					
週休2日補正	補正係数 1. 0 2 (月単位)	式	1					
計								
1 ㎡当たり								

第 45号		橋面防水工					100㎡当たり	単価表
		浸透防水型薄層表面処理工						
明 細 書	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
土木一般世話役		人	1					
防水工		人	3					
普通作業員		人	4					
高性能浸透防水用プライマー	シビルスターR	kg	46					
5号珪砂	養生砂	k g	46					
超耐久性急速路面補修材	パッチグー（樹脂系）	セット	105					
発動発電機 ガソリンエンジン駆動		供/日	1					
ベントナイトミキサ 1槽型		供/日	1					
ダンプトラック運転費	2t積,良好	日	1			第 2号運転費		
諸雑費		式	1					
計								

[illegible]

[illegible]

第 47号

1枚当たり

单価表

河川占用許可標識（案内標識新設）

封入レンズ 2.0m²未満[illegible]

第 50号				1式当たり			単価表
鉛対応環境対策費							
資機材 協会見積り参考							
明細書	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉛対応集塵装置賃料 PCB専用機	タ`スミックFXN-VⅢB160m3/m相当	台・月	0.5				
鉛対応集塵機用	カートリッジフィルタ、パッキン	本	16				
エアーシャワー賃料 PCB専用	KAS-P04型 相当品	台・月	0.5				
エアーシャワー用	1次フィルタ	枚	1				
エアーシャワー用	HEPAフィルタ	箇所	1				
クリーンルーム	簡易セキュリティーム	箇所	1				
真空掃除機賃料 PCB専用機		月	0.5				
真空掃除機用1次フィルタ		枚	1				
真空掃除機用2次フィルタ		枚	1				
真空掃除機用HEPAフィルタ		個	1				
種雑費	まるめ	式	1				
計							

第 51号				1式当たり			単価表
鉛対応安全衛生保護具 協会見積り参考							
明細書	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
エコリーシ ケルスーツ（上）	3日1着使用/人	着	12				
エコリーシ ケルスーツ（下）	3日1着使用/人	着	12				
送気ユニット 接続器共		組	12				
定置式ろ過筒（4人用）	ろ過フィルター含む	台	3				
エアラインホース	φ9 L=20m 12人分	本	12				
エアラインホース	φ19 L=25m 定置ろ過筒3組分	本	3				
防じんマスク	タイプ RL2-2相当 12人分	組	12				
防じんマスク用フィルター	4日2個組使用/人	組	24				
防護手袋	1日2組使用/人	組	48				
防護長靴	12人分	足	12				
諸雑費	まるめ	式	1				
計							

第 52号

1式当たり

単価表

保管容器（鉛）

協会見積り参考

明細書	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
大型容器（保護具・環境対策用）	200L 鋼製ドラム缶	缶	2			
大型容器（プラスト養生用）	200L 鋼製ドラム缶	缶	1			
計						

[illegible]

[illegible]

第 2号		ダンプトラック運転費 2t積, 良好					1日当たり	運転費
明 細 書	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
運転手(一般)		人	1					
軽 油	1.2号	ℓ	27					
ダンプトラック オンロード・ディーゼル		供/日	1.29					
タイヤ損耗費		供/日	1.29					
諸雑費		式	1					
計								